

■ 巻頭言 ■

平和ぼけした国民情報国家一元管理政策 危機管理ゼロの危険な国民背番号・カードの汎用

独 裁者に率いられた専制国家ロシアが、主権国家ウクライナに不意の戦争を仕掛けた。21世紀の今日、こんな信じられないようなことが現実起きたのである。巨大な専制国家はアジアにもある。中国である。民主国家と専制国家との間に「新たな鉄のカーテン」が引かれつつあるのかも知れない

専制国家が平和な民主国家をサイバー攻撃、軍事侵略して占領・支配する。占領された民主国家の国民情報が敵の手に落ちる。敵は被占領民の「思想」、人種、その他さまざまな個人情報により「敵性トリアージ」、敵性クレンジング、が可能になる。とりわけ、国民情報が国民背番号で整然と国家一元管理されていればなおさらである。選別を行う敵には好都合だ。

わが国は、国民背番号／マイナンバーをできるだけ広く使う（汎用）政策を能天気に行っている。そして背番号カード／マイナカードの取得・利用を強要している。政府や国の役人は、背番号やカード利用をエスカレートさせて、国民監視を強化できると高笑いしている。まさに、この国を「国民情報専制管理国家」に変身させようとしている。

マイナンバーで一元管理された国民情報が敵の手に落ちる、そして敵が被占領民の選別にマイナ

ンバーやマイナカードを使うことになることなどへの危機管理意識は丸でない。平和ぼけしているのだ。政治家の責任も大きい。

ウクライナがわが国のような背番号を使って国民情報国家一元管理政策を進めていたのかどうかは定かでない。しかし、今回のロシアによる平和国家への侵略戦争は、国民情報国家一元管理が「諸刃の剣」であることを教えてくれる。国家や政府の都合のよいことは、敵にとっても都合がよいことなのだ。サイバー攻撃のターゲットとなるだけではない。背番号で一元管理された国民情報が敵の手に落ちた場合に、被占領民となってしまった国民には危険なツール（道具）となる。まさに敵の手に落ちた原発と同じだ。バックアップなしでの瀬戸際対応で、瞬時破壊ともいえない。敵による被占領民の情報専制管理にも利するマイナンバーやマイナカードの汎用のような「愚策」は早急にやめないといけない。

デジタル庁は期待の星？マイナンバーやマイナカードで国民情報を集約管理し、便利な国民情報専制管理社会ができる？もう、「冗談」をいうのは止めにしよう。地政学的な環境は時には急変する。国民情報は個別番号で分散管理し、国民の安心・安全を確保しよう。今回の専制国家の不意の侵略を機に、背番号で国民情報を整然と一元管理する愚策の廃止は待ったなしである。

◆ 主な記事 ◆

- ・ 巻頭言～平和ボケした国民情報国家一元管理政策
- ・ 専制国家による不意の侵略とマイナンバーを使った国民管理
- ・ 【対論】警察のDNA型データベースを法律で縛ろう
- ・ 質問主意書で警察庁DNA型データベースにメス
- ・ サイバー攻撃より怖いサイバー警察局設置

2022年4月15日
PIJ代表 石村 耕治

専制国家による不意の侵略とマイナンバーを使った危険な国民情報一元管理政策

— 危機管理ゼロの平和ボケした国民情報専制管理国家づくり —

石村耕治 PIJ 代表に聞く

話し手 石村 耕治 (PIJ代表・白鷗大学名誉教授)
聞き手 辻村 祥造 (PIJ副代表・税理士)

ロシアが隣国ウクライナを軍事侵略した。政府機関などへのサイバー攻撃をしたうえで、ミサイルで軍事施設を無力化、軍を侵攻させ全土の占領に着手した。21世紀にも、こんなことが起こるのか、と驚かされた。専制国家に変身したロシアの独裁者の時代感覚が問われている。民主国家が独裁者にリードされた専制国家に占領された場合、占領された国民の情報が占領者にわたる。もはや、国民情報が紙／文書で管理・保存される時代ではない。わが国では大量の国民情報の背番号／マイナンバー管理を進めている。マニュアル時代とは異なり、デジタル／オンライン時代だからこそ、サーバー攻撃の対象になる。また、攻撃／破壊から免れ

たとしても、敵に大量の国民情報／個人情報がわたることになる。マイナカードシステムが敵の手に落ちた場合も同じだ。

今回は、政府の「国民情報専制国家管理政策」の危うさ、とりわけ国民総背番号であるマイナンバーで整然と管理・保存された国民情報が敵の手に落ち、敵性市民のあぶり出しなどに使われないようにするためにはどうしたらよいのか考えてみたい。「鉄は熱いうちに打て」といわれる。ロシアの暴挙の熱気が冷めないうちに、専制国家による不意の侵略と国民情報防御のための戦略について、石村 PIJ 代表に、辻村祥造 PIJ 副代表が聞いた。

(CNNニュース編集局)

◆ロシアのウクライナへのハイブリッド侵略戦争

— ロシアがウクライナ（ウ国）に武力侵略しました。第二次世界大戦以来の大きな戦争になっています。コロナ禍に悩まされながらも、平和を謳歌している日本の市民からすれば、全く想定外です。私たちは平和ぼけしているのでしょうか？それとも、こうした「力による現状変更」は世界中、どこでも起こるうる時代に入ったのでしょうか？

(石村) 独裁者であるプーチンに率いられたロシアは、いまや専制国家そのものです。2月24日前後から、ロシアはウクライナの政権転覆、ロシアへの併合をめざし、国家施設や社会インフラに対してサイバー攻撃を行いました。同時に、ミサイルを使ったウクライナの軍施設・飛行場などを無力化し、ロシア軍がウクライナを侵略しました。

ロシアは、「ハイブリッド戦」を展開しています。つまり「軍事と非軍事の境界を意図的に曖昧にした現状変更の手法」を使っています。マスメディアや SNS などにフェイクニュースを流す。相手側の軍隊に SNS でクーデターを促す。ロシアがウクライナの保険会社をサイバー攻撃してウクライナ人の自動車保険加入の国民情報を入手する。このような軍事面にとどまらない複雑な心理戦を行っています。一方、ウクライナも捕虜となったロシア兵の画像を SNS に流すなど心理戦をエスカレートさせています。

まさに、SNS が社会インフラになったインターネット時代に特徴的な戦争です。

かつて、わが国も、戦争大好きなファナティックな指導者に率いられた時代がありました。中国などを武力で侵略し、主権や領土、そして民間人を蹂躪したわけです。しかし、敗戦後のアメリカなどの占領を経て民主制の国のかたちを整えまし

た。ロシアも、ソ連解体後、1997年にサミット(G7)に参加し「G8」となり、一時民主国家になったような感じもしました。しかし、2014年6月に、ロシアはG8参加が停止になりました。この背景には、プーチンという人物が政治の舞台で頭角を現したことがあります。一挙に先祖返りし、専制国家に逆戻りしたように見えます。

巨大な専制国家は、ユーラシアだけでなく、アジアにもあります。中国です。現代の専制国家は、デジタル技術やインターネットを活用しているのが特徴です。AI(人工知能)や顔認証技術、位置情報(GPS)などさまざまな先端技術が使われています。戦場でも、ICT(情報通信技術)を活用したミサイル、ドローンなどで無人化した戦術が広く使われています。

ロシア・中国といった専制国家と、G7その他民主国家との間での対立も激化してきました。今回のウクライナへの軍事侵略は、専制国家と民主国家との間に「新たな鉄のカーテン」を引くものだとする指摘もあります。その一方で、マッドになった1指導者の問題だと分析もあります。

一 他国への侵攻/侵略は、専制国家に特有のことなのでしょうか？

(石村) 他国への侵攻/侵略は、専制国家に特有のこととはいえません。2001年に、アメリカの同時多発テロへの対応ということでアフガニスタンへ侵攻しました。2003年には、アメリカなどが国連決議を得ないでイラクに侵攻し、当時のフセイン政権を倒しました。2008年8月にはロシアがジョージア、南オセチアなどへ侵攻しました。2014年3月には、ロシアがウクライナのクリミア半島に侵攻し併合しました。そして今回(2022年2月)、再びウクライナを侵略したわけです。

かつて、アメリカも独立した主権と領土を持つ諸国に武力侵攻しました。しかし、国際社会はストップできませんでした。イラク侵攻にはわが国も加担しました。自衛隊まで派遣しました。このようなアメリカの主権と領土を持つ国家への侵攻/侵略という国際法違反の行為を黙認または加担してきたともいえます。ロシアのプーチンも、同じ手法を使っているわけです。

「民主国家による他国への侵攻はOKで、専制国家による侵攻はNO」といったルールがあるわけではありません。この辺は、しっかりと頭のなかに叩き込んでおく必要があります。

それに、侵略戦争を仕掛ける国は、自国防衛のためだとか、自国民保護だとかの理屈を並べ立てるのは常套手段です。イラクのフセインは核兵器開発をしていた、ウクライナはチェルノブイリ原発で核兵器開発を進め「汚い爆弾」製造の疑念があるといったフェイクニュースが飛び交うのも目立つ特徴です。

◆誰が渦中の栗を拾うのか

一 今回のウクライナ侵略に対してアメリカのバイデン政権やEUは、米軍、NATO軍は、直接武力介入はしないと明言しました。かつてのソ連の衛星国家から民主国家に変わったウクライナに対して、どこことなく冷たいような感じを受けますが。

(石村) 侵略戦争を仕掛けたプーチンがリードするロシアの議会はまさに「大政翼賛会」です。そして、ロシア国内の言論・マスコミ・SNSはいわゆる「治安維持法」で機能停止状態です。プーチンは「ロシアは世界でも最も強力な核保有国であることを忘れるな」と脅す一方で、「核戦争には勝者はない。」ともいっています。

かつてわが国は戦争大好きな指導者に率いられて他国への武力侵略を繰り返しました。国内では大政翼賛会、治安維持法などで戦時体制固めをしました。当時わが国は核を持ってない状態で、プーチン流の侵略戦争を他国に仕掛けたわけです。そして敗戦に終わりました。当時わが国が核を保有していたら、東条は核を使っていたかも知れないわけです。

NATOやアメリカは、ウクライナへの派兵、ロシアと対峙することには慎重です。ウクライナを支援するけれども、ウクライナからの飛行禁止区域の設定などには消極的です。第三次世界大戦になることを危惧しているからです。

アメリカのバイデン大統領は抑制的です。プーチンの「核の威嚇」に、バイデン大統領は「独裁者、侵略者には勝者はない。」と反論するだけです。核保有国への反撃は核戦争、ひいては人類滅亡といった悪夢のシナリオもありうると思っているからだと思います。全面核戦争も想定されたキューバ危機の再来を望んでいないのだと思います。

アメリカは、核/原爆を使う戦略をはじめて実施した国です。核使用で、専制国家から宣戦布告された戦争に勝利したことは確かです。しかし、大量の民間犠牲者を出しました。こうした「過去」

を持つ国として「大人の選択」が要るということでしょう。

国連もロシアの侵略戦争にストップをかけるのに十分機能しているとはいいがたい状態です。

ウラジーミルと仲良しだと自認するシンゾー(晋三)の政治力・外交力に期待したいところです。

◆経済制裁、金融制裁で痛撃

一 外交努力もむなしくロシアの暴走をゆるしてしまいました。しかし、EUや欧米諸国は、NATO加盟国ではないウクライナには防衛義務はないとして、派兵や飛行禁止区域設定などをやめにしました。経済制裁で対応するというのですが。

(石村) 岸田総理は、就任後すぐに北方領土などでの日ロ共同経済活動に言及していました。しかし、ロシアが明白な侵略国になった以上、融和路線とは決別しました。そして一転して、欧米と連携して経済制裁網の一翼を担うことになりました。君子豹変・・・?? 柔軟路線?? いろいろな見方があると思います。

欧米からすると、わが国はいつも自国の企業利益を最優先する形で制裁の態度決定をしている感じがぬぐえないわけです。ミャンマー、ウイグル等々、例をあげれば切りがありません。事実、2014年にロシアがクリミアを併合した際にわが国がロシアに採った制裁も緩いものでした。ロシアとのビジネス継続を優先させものとみられ、「見て見ぬ振りの制裁」、「日和見」ともやゆされています。国際社会での評判は決してかんばしいものではありませんでした。しかし、わが国企業は、市場経済を重視する世界の流れに抗してビジネスを継続することは至難です。ウイグル問題での中国への経済制裁では、わが国のアパレルメーカーのなかには当初消極姿勢をとる企業もありました。「モラルサポート」すら満足にできない企業に対しては世界から大きな疑問符が投げかけられていました。しかし、その後そのメーカーも、儲けのためにはなりふり構わずの姿勢を改め、グローバル企業倫理を学んだようです。

経済制裁は、制裁をした国にもブーメランのように跳ね返ってきます。民主国家連合は、世界中の1万1,000以上の金融機関が加入する金融システム(SWIFT=Society for Worldwide Interbank Financial Telecommunication / スイフト/国際銀行間通信協会)からロシアを排

除する制裁に踏み切りました。SWIFTからのロシア排除は、自分らも返り血を浴びます。いわば、「諸刃の剣」なわけです。それに、同じ専制国家である中国とロシアのタイアップの促進につながるかも知れません。民主国家連合の足並みがそろわないのは、ある意味では民主国家であることの証かも知れません。各国の利害が対立し、制裁がうまく効かないことも民主国家連合の宿命かも知れません。

しかし、今回は違いました。ロシアの侵略戦争を「見て見ぬ振りをしてはいけない」という方向でコンセンサスが得られました。金融制裁では、我慢比べに入りました。ただ、現時点では、エネルギーが関係するロシアの金融機関を制裁対象から外しています。欧州各国とも、原発廃止、脱炭素の方向に舵を切っています。このことから、ロシアの天然ガスは必須であるとして、議論がまとまらなかったからでしょう。

フランスのように、ロシアの天然ガスは要らないとし、原発の増設に舵を切った国もあります。しかし、この選択にも大きな疑問符がつきます。原発攻撃が核爆弾投下と同じく機能することを忘れてはなりません。つまり、敵に制空権を奪われ、原発が空爆やミサイル攻撃のターゲットになりかねないわけです。エネルギー源確保のための原発増設論には、にわかに賛成できません。

◆窮鼠、核で脅す

一 独裁者は、負けず嫌いです。追い詰め過ぎると、戦略核とか、戦術核とか、信じられないほどきわどい方向へ舵を切る怖れはないのでしょうか？

(石村) G7 その他の民主国家が行う経済制裁、金融制裁も手放しで喜んでではいませません。ロシアの通貨/ルーブルの暴落、ハイパーインフレ、デフォルトでロシア経済の破綻のシナリオが効き過ぎることも考えられます。追い詰め過ぎで「窮鼠、猫をかむ」の落とし穴にはならないように、慎重な対応が必要です。

確かに、近年のプーチンは精神的に不安定だ、という指摘もあります。プーチンは、ソ連時代のKGB出身で、旧ソビエトの復活が念願、EUやNATO拡大に嫌悪しています。アメリカやEU、ウクライナのゼレンスキー大統領は、プーチンは何をしてかすかわからない精神状態かも知れないと読んでいます。戦術核(射程距離の短い小型核兵器/広島投下規模程度の核)を使うかも知れま

せん。

「急いで事は仕損じる」ともいいます。ゼレンスキー氏、大学の法学部を出た後にコメディアンをしていたようです。政治経験が浅すぎたことで、プーチンの意図を読み誤ったのではないかと指摘する声もあります。プーチン後であれば、ウクライナのEUやNATO加盟も、戦争や多大な犠牲もなく、うまく運べたのではないかとという声もあります。

しかし、20年もロシアの政権に就いているプーチンは、2014年にクリミアを侵略し、占領しました。このときには、西欧の民主国家連合は、形だけの経済制裁をしただけです。わが国も、丸で他人事、見て見ぬふりをしたわけです。プーチンは、無血、軍により威圧だけでクリミア奪取で味をしめ、今回のウクライナへの全面戦争に踏み切ったとする見方もあります。

機を読むのは至難です。しかし、戦争になってしまった以上は、これをできるだけ早期に終息させることが最も重要です。

いずれにしろ、「地位は人をつくる」といいます。ゼレンスキー大統領は、ITを使いこなす賢い闘士で、歴史に残る人物に育ったと思います。ヨーロッパは、パルチザンの歴史があります。「右に倣え」の国柄に住む者として、ゼレンスキー戦略の是非を軽々に論じるのは避けたいと思います。

一 ロシアは、東西冷戦が終わり、民主国家に変わったと思っていました。今回のロシアによるウクライナ侵略戦争は、明らかに時代錯誤です。世界の流れやロシアの一般国民の価値観から大きく乖離しているのではないかと思います。プーチン個人の考えで暴力的な介入のスイッチが入ってしまったわけです。しかし、彼の取り巻きもこの独裁者のスイッチを切ることでできませんでした。このことが、今回の最大の惨事の原因ではないか、と思います。今回の戦争は、「ロシア問題」というよりは、「プーチン問題」だと思いますが？

(石村) ハゲタカファンドが企業買収をし、買収した企業を意図的に破綻させ、生き血を吸い尽くすというストーリーをよく耳にします。しかし、今回の話は、一民間企業の話ではないのです。専制国家が他国に武力介入して占領しようというのです。

こうしたことは、かつての帝国主義の時代は当り前のことでした。イギリスやフランス、スペインなど、かつて植民地を持ちました。わが国も開

国を迫られ、西欧諸国の植民地政策に右往左往しました。また、その後、西欧諸国をまねて中国や朝鮮を植民地にしました。私たち日本人は、自分らの過去の指導者がやったことをすっかり忘れていきます。今の時代に、ロシアのウクライナ侵略、こんなこと「ありえない」を常識として生活してきたわけです。ところが、ありえないことが起きたのです。

国連は、無力なように見えます。とはいうものの、憲章を定め、武力による領土拡大を認めないことを基本ルールとしています。ロシアのウクライナへの侵略戦争は、不正義そのものです。国連憲章に反する主権や領土に対する侵略戦争です。領土を分断しロシアに都合のよい傀儡政権をつくらせるとか、決してゆるしてはなりません。しかし、独裁者プーチンは、聴く耳を持たなくなっていました。兄弟国だといっておきながら、兄の言うことをきかない弟はゆるさない。わが国の戦国時代さながらの闘いをしているわけです。

今回のロシアのウクライナへの軍事侵略は、「ロシア問題」というよりは「プーチン問題」だという見方もあります。こうした見方にも一理あります。かつて、わが国は、中国を侵略し、満州国、傀儡国家までつくりました。しかし、こうした植民政策を強行したわが国の過去を、たんに「東条問題」と割り切れるのかが問われます。決して独裁者の単独犯行ではなかったはずですが、やはり私たち日本人は過去の歴史としっかり向きあう必要があります。中国・朝鮮の人たちが今日にいたってもなぜあれほどまでにわが国を責めたてるのか？？禍根は世紀を超えて残るわけです。私たちは、文科省検定の教科書では教えない真実の日本史／戦史を学び直す必要があります。今回のロシアのウクライナへの軍事侵略は、「プーチン問題」であると同時に、「ロシア問題」でもあるとみるべきだと思います。

◆ 「中立・非武装」を深読みする

一 プーチンは侵略戦争を仕掛け、ウクライナ側に「中立・非武装」を求めています。ロシアに都合のよい傀儡政権をつくり、ロシア軍が駐留するという筋書でしょう。こうした筋書は、どこかの国も体験していますよね。

(石村) わが国はかつて侵略戦争をして負けました。その結果、占領軍主導で、新たな憲法がつくられました。そこには「非武装」が謳われました。

わが国の安全は、アメリカが護ってやろうということで、日米安保条約に基づき米軍が駐留しています。

これは、侵略戦争を仕掛けて負けたケースです。「中立」は求められませんでした、「非武装」を求められました。非武装をカバーするということで、アメリカ軍の駐留を戦後ずっと許しているわけです。その後自衛の軍を持つことは許されましたが、アメリカ軍傘下の軍なわけです。

今回は、平和国家が、独裁者、専制国家に侵略戦争を仕掛けられたケースです。民主国家を目指そうとするウクライナは、独裁者・専制国家の属国になることを拒み、仕掛けられた不正義の侵略戦争に抗して必死で闘っているわけです。

不正義な侵略戦争を仕掛けているロシアがウクライナに押し付ける「中立・非武装」の意味は、EU、NATOには加盟するな、そして武装を解除しろ、ウクライナの安全はロシア軍が常駐して護ってやる、という筋書なわけです。

大国の属国になるということは大変なことです。アメリカのイラク侵略に参戦しろと求められれば、不正義だとわかっていても断ることはできません。ロシアからウクライナ侵略に参戦しろと求められれば、不正義だと感じていても協力せざるを得ないベラルーシと同じです。

プーチンも、スターリンもそうであったように、いずれは命を全うするでしょう。こうした不正義はゆるされてはなりません。ウクライナを自由な国家に戻さなければなりません。しかし、このような不正義の戦争がどのような形で終わるにしろ、禍根は世紀を超えて残るわけです。プーチン個人の問題、東条個人の問題と割り切ることで解決できない問題です。

◆「非核3原則」と宙に舞う「核の共有」論

— 今回のロシアによるウクライナ軍事侵略や核の脅しを受けて、アメリカの戦略核をわが国に誘致すれば、国民も護れるという意見も出ていますが。

(石村) わが国は非核3原則、つまり核を「持たず、作らず、持ち込ませず」のルールを堅持してきました。これは、人類史上最初の被爆国として世界に向けた重いアナウンスメントだと思います。しかし、今回のロシアが仕掛けた戦争を契機に、わが国は「核シェアリング／核の共有」をすべきだという政治的主張が頭を持ち上げてきました。

SNSでも盛んに議論されてきています。

核シェアリング／核の共有論とは、核保有国が核兵器を同盟国と共有し、核抑止するという考え方です。現在、アメリカがNATO加盟国との間で核シェアリングが行われています。しかし、実際の戦争に参加した体験もなくネットゲーム感覚で核シェアリング／核共有論を展開することは非常に危険だと思います。アメリカの核を日本国内に誘致することで、逆にわが国が専制国家のターゲットになる怖れも強いからです。

核攻撃を受けた国の体験を軽視するような、性急な「核シェアリング／核の共有」論は冷静さを欠いています。現行憲法を超える現実的な対応とってしまうとそれまでですが。右寄りの政党や言論人のなかには、核シェアリング政策を進めることを含め憲法改正して緊急事態条項を入れてはどうかと議論したりしています。しかし、核の共有で国土防衛ができるとする戦略には大きな疑問符がつきます。逆に核戦争を誘発して、国民滅亡に陥ることが危惧されます。世界に大量の核が拡散した状態では、実際に核戦争をしたら、地球滅亡、人類滅亡につながるわけです。世界には核が1万3,000発ほどあるのですから。

ウラジーミルと仲良しだと自認するシンゾー(晋三)には、上から目線で「核の共有」を叫ぶのではなく、ロシアに行って戦争を止めるように交渉して、真の政治力を発揮して欲しいと思います。

◆占領と被占領市民の個人情報のおくえ

— そろそろ本論に入りたいと思います。国家が他国に占領されると、国民情報が敵の手に落ちるわけです。ところが、わが国の政府や役人は、背番号／マイナンバーで国民情報を束ねて、番号書いたカードを持ちあるかせれば便利だとかのんびりした話をしています。いずれにしろ、背番号／マイナンバーのエスカレート利用やマイナンバーカードを持ち歩かせる政策は、平和ぼけしているようにみえます。逆に、わが国が他の専制国家に占領されて占領軍の手に落ちたときに、一番危険なツール(道具)になるのではないかと思います。

(石村) プーチンは、民主的な選挙で選ばれたゼレンスキー政権をナチスのレッテル張りをしました。政権転覆後の斬首リスト「殺害、収容所送りの対象となるウクライナ人リスト」を流したりしています。ウクライナのゼレンスキー大統領は、

ユダヤ系です。一族のなかにはナチスに迫害されたという経歴の持ち主もいます。ゼレンスキー政権をナチス呼ばわりするのは、明らかにフェイクです。エスニッククレンジング（民族浄化）にもつながりかねません。大スラブ民族国家づくりを唱え、ウクライナ奪取を武力侵略で実践するプーチンこそ、ヒトラー、ナチ、ゲシュタポ、スターリンそのものです。

平和ボケしたわが国の背番号万歳の政府や役人には、「プーチンの斬首リスト」はおろか、わが国が他の専制国家に占領されることなどありえない、と思っているかもしれません。少なくとも、今回のロシアが仕掛けた戦争を目の当たりにするまでは。

しかし、わが国が独裁者にリードされた専制国家に占領されることも想定しておく必要があります。占領されると、占領された民主国家の国民情報が敵の手に落ちます。そして敵は、入手した情報を使って被占領民の「思想」、**「人種」、その他さまざまな個人情報による「敵性トリアージ」、**「敵性クレンジング」**をすると考えられます。**

専制国家に占領された官製マスメディアは、斬首リストを流し、「まだ、出頭していないのですか。便利なマイナンバーカードや監視カメラであなたの居場所はわかっています。すみやかに当局に出頭してください。」のPRをするようになるでしょう。

政府や国の役人は、国民情報を背番号での紐づけをエスカレートさせて、国民監視を強化できると高笑いしています。しかし、マイナンバーで収容所列島化したあげく、マイナンバーで一元管理された国民情報がそっくり敵の手に落ちたことへの危機管理意識などまったくありません。

しかし私たち市民は、今回のプーチンのウクライナ武力侵略を目の当たりにしました。背番号の汎用で国民情報を束ねて敵の手に渡すことになりかねない「愚策、はやめさせないといけません。12桁の背番号で、行政情報も民間情報も国家が一元管理するような愚策は危険です。身分証明書の多様化、多様な個別番号の利用など敵の手に落ちたこと織り込んで、マイナンバーの利用、マイナンバーカードのあり方も見直さないといいません。

一 政府や役人だけでなく、政治家も一般に、背番号カード／マイナンバーシステムも、敵の手に落ち、敵が被占領民の選別などに濫用される可能

性があると想定できない感じですが。

(石村) いつの時代でも、力によって秩序を変えようとする指導者は必ず出てきます。こうした指導者が国を引っ張ると、折角築き上げた民主国家の体裁は崩れ専制国家に変身してしまうことがあります。他国の侵略も平気なタイプも少なくないわけです。今回のプーチンはもちろんのこと、ヒトラー、東条と、例をあげれば、切がありません。

政府や役人が、背番号カード／マイナンバーシステムを築いて、国民管理に「べんりグッズ、だ、とぬか喜びするのは勝手です。ただ、専制国家に侵略され、この「べんりグッズ、が敵の手に落ちたときにどうなるのか、その危険な使われ方も織りこんで政策を考える必要があります。リスク管理の原点です。

占領される前は、戒厳令を敷いて外出禁止令違反者や敵の工作員をあぶりだすには、マイナンバーシステムや監視カメラ網は「べんりグッズ、のように見えます。しかし、抵抗むなしくあるいは無抵抗で、このマイナンバーシステムが占領した敵の手に落ちたときには、「超危険なグッズ、に変身するわけです。マイナンバーなしで動き回ることもできず、占領者に抵抗もできなくなるわけです。いろいろな身分証カードがあってはじめて、私たち市民は、敵の目をくらますことができるわけです。

◆問われる国民情報専制管理国家づくり

一 わが国は、専制国家体制を維持していた時代に侵略戦争をして、負けました。そして敗戦後他国に占領されました。国民情報が占領軍の手に落ちることの危うさは十分に体験していると思いません。にもかかわらず、政府や国の役人は、国民情報専制管理国家づくりを進めています。国民情報の危機管理についての知見が十分でないように見えるのですが。

(石村) 当時、米軍は、沖縄などでは上陸作戦をやりました。民間人にも多大な犠牲者を出しました。制空権を失った本土にはしょうい爆弾を大量に投下し、焦土作戦をし続けました。そして最後にはとどめに核の使用、原爆を投下し、無条件降伏に持ち込みました。今回のロシアのウクライナ侵略作戦のシナリオと比べてみてください。

その後、GHQとして駐留した軍隊は、専制国家のソ連ではなく、民主国家のアメリカなどが中心でした。それに、当時は、紙／文書媒体だけの

時代でした。今日のようなデジタル／電子データ媒体中心の時代ではありませんでした。ですから、捕虜虐待や占領地での住民虐殺などを理由とした戦犯（POW）探しも、戦犯を裁く法廷でも、もっぱら紙対応でした。

しかし、今日、紙／文書に加え、デジタル化された情報が社会を闊歩しています。国民データのクラウド・オンライン管理・保存も再考しないと いけません。オンライン管理・保存では、サイバー攻撃を受けるとすべて雲散霧消します。国民情報のバックアップ、さらには敵の手に落ちる前の瞬時破壊なども検討しておく必要があります。

— 以前、石村代表は、早くから国民総背番号制を敷いているスウェーデンで、独裁者、専制国家が同国を侵略しようとしてきたときの国民情報の保護についての話をされています（CNN ニュース 107 号巻頭言）。今回のウクライナを侵略するロシア軍は「斬首リスト」を準備したとのこと。背番号管理された国民情報が敵の手に落ちるのはどのように防いだらよいのでしょうか。

（石村）スウェーデンは、早くから国民総背番号制を敷いている国の1つです。国といっても、東京都（人口 1,400 万人弱）よりも少なく、1,000 万人強の国家です。この国を、背番号制の視察で訪ねたことがあります。ストックホルム大学の教授が話したことが今でも耳から離れません。「国民背番号制は一見便利にみえます。ですが、かつて、第二次世界大戦中に、スウェーデンがナチスに占領される危機がありました。占領されると、背番号で管理された国民情報がナチスの手に渡り、セスニッククレンジング（ethnic cleansing／民族浄化）が危惧されました。ナチスは、隣国ノルウェーの港湾が欲しかったのです。スウェーデンは、ナチスと取引をしました。ドイツ軍が自国を通過するのを黙認し、結果的には占領を免れました。スウェーデン人は、この面でノルウェー人に負い目があります。・・・背番号を使った国民情報のトータルな管理は一見便利に見えます。しかし、邪悪な敵の手に渡ったときには悲劇が起きます・・・。こうした背番号管理された国民情報のバックアップと瞬時破壊が危機管理の要です・・・」と。

まさに、わが国の政治家に、しっかりと考えて欲しいポイントです。野放図に役人がマイナンバーで国民情報を整然と国家一元管理するのを野放しにしていってはならないと思います。

— 2021 年 8 月末の米軍のアフガン撤退時にも国民情報が専制政治勢力の手に落ちたと聞きました。

（石村）専制国家体制を強いていたソ連は、1979 年 12 月にアフガニスタン（アフガン）を侵略しました。しかし泥沼に陥り大量の犠牲者を出した末に 1989 年に撤退しました。10 年にも及ぶアフガン占領終結から 2 年後にソ連は崩壊しました。アフガン侵略への失敗は、ウクライナを侵略した現在のロシアに教訓になっているのかいないのか、いずれ歴史が証明すると思います。

2001 年 9 月 11 日に、アメリカで同時多発テロ事件が発生しました。ブッシュ・ジュニア大統領はテロとの戦いを宣言しました。他の民主国家とスクラムを組み、アフガンを侵略しテロリストをかくまっていたタリバン政権を力で崩壊させました。アフガンへの軍事介入から 20 年近く経ち、バイデン政権が誕生しました。バイデン政権は、アフガン完全撤収を決断し、2021 年 8 月末に、アフガンの民主国家を目指した政権はいともたやすくタリバンの手に落ちました。このため、先進各国や各種国連機関がアフガン国内で収集した膨大な個人情報や生体認証情報、各種 ID システムの多くを破壊・回収できませんでした。いともたやすくタリバンの手に落ちたのです。

日本が支援した女性警察官育成システムへの参加者、少数民族・宗教の異なる住民を抽出し、性差別、民族浄化／セスニッククレンジングに使われる危険があったからです。

◆平和ボケした国民背番号の汎用、どうする瀬戸際の対応

— 政治家は、核の共有論とか、宙を舞うような議論をしています。まったくの上から目線です。しかし、現実の戦争では、敗者になることもあるわけです。負けたときに、ふつうの市民が生き残るためには、「人道回廊」、国民情報が敵の手に落ちない、落ちたときの国民の人権を護るための瀬戸際の対応、戦略が必要なわけです。政府には、そうした対応策、戦略がまったくないように思いますが。

（石村）政府は平時、行政府の役人にどっぷり依存して国政を行っています。政治家も、行政府の役人の手を借りないと対応策・戦略を立てることが困難な状態にあるわけです。東日本対震災で福島原発事故が起き、住民にあれだけの惨事が降

りかかって、フットワークは重いわけです。そして、あの惨事を忘れたかのように、国のエネルギー政策で、またしても原発の重要性を説き始めるわけです。

平和ぼけした総務省、デジタル庁は、あらゆる国民情報を各人のマイナンバー（私の背番号）で整然と管理すれば、行政は便利になり、コロナ危機などに対応しやすい、と説きます。政府クラウドを構築して管理すれば、デジタル国民総動員体制がつくれると誇ります。こんな平和ボケした構想で、危機管理が大丈夫であるはずがないわけです。

テレビ局のキャスターや柔な弁護士解説者などが、平和ボケした口調で語ります。「デジタル庁は期待の星。マイナンバーで国民情報を集約管理し、便利な社会ができる。あとは国民が政府を信頼できるかどうかでは」と。

政府クラウドに背番号で整然と管理された膨大な国民情報は、サイバー攻撃を受けたらどうなるのか？ 邪悪な政権に大きく転換したときにどうなるのか？ 他国に侵略されたときにどうなるのか？ 危機管理は丸でだめな発言が目白押しなわけです。「想定外」では済まされないわけです。

福島原発事故が起きる前までは、国も東電も、「原発は安心・安全」のキャッチで、原発反対論を封じてきたわけです。しかし、現実に事故が起きた場合には、「想定外」で押し切ろうとするのですが、あまりにも犠牲が甚大なわけです。

同じように、役人主導の政府は、危機管理ゼロの平和ぼけした国民背番号／マイナンバーをできるだけ広く使う（汎用）政策を続けています。マイナンバーカードの強引な普及策はかなりひどいものだと思います。2万円のポイントで1兆8千億円という税金が投入されようとしています。現在40%・5000万枚を超えましたが^{*1}、来年3月までに対象者全員に持たせようというとてもない目標を掲げています（^{*1}10頁【資料】参照）。

ナチスやアフガンは他人事ではないわけです。マイナンバーのような国民背番号をマスターキーとして使いリアル・ネット／デジタル双方で管理された大量の国民情報はどんな深刻な人権問題を引き起すか、その現実がアフガンで起きているわけです。そして今回のロシアのウクライナ侵略を目の当たりにして、国民背番号を使ったプライバシーゼロのデジタル国民総動員体制は、利便性だけを強調するのはきわめて危険です。こんな危機管理ゼロの平和ボケした国民情報専制国家管理政策は、即刻改めないといけません。

— 国民情報のオンライン管理・保存は、戦時のサイバー攻撃などに合う可能性も高いのではないかと、思います。

(石村)そうですね。現代のハイブリッド戦争では、まず政府の主要インフラへのサイバー攻撃をします。データ破壊はもちろんのこと、政府や国民データの抜き取りも狙いです。あらかじめハッキングしたデータを使って占領後敵性のある人達の抽出も容易になるといえます。

仮に中国のような専制国家がわが国を侵略し占領したとします。こうした場合には、月刊ウィルや月刊 Hanada のような紙媒体、それから SNS / ネット空間で、南京虐殺はなかったとか中国をターゲットにしてさまざまな執筆している人たちがリストアップされる可能性があります。こうした記事には、フェイク、フレームアップしたものも少なくありません。たとえそうであっても、わが国は民主国家として、憲法で言論の自由、表現の自由を保障しています。理論的には、占領した専制国家に都合が悪いからといってこうした言論人を排斥したり、存在を否定してはいけません。しかし、占領した専制国家には、こうしたルールが通用しません。わが国でも専制国家体制を取っていた時代には、治安維持法などで時の政府に都合の悪い言論を徹底的に封じ、言論人を弾圧しました。それが、敗戦で民主国家を標榜する陣営に占領されても、公職追放、その後のレッド・パーズと、言論や思想をターゲットとしたチェックが続きました。

ですから、国民データのクラウド・オンライン管理・保存も再考しないといけません。オンライン管理・保存では、サイバー攻撃を受けるとすべて雲散霧消します。高性能の磁気テープでのオフラインでのバック管理・アップ保存を進めないといけません。磁気テープ保存はサイバー攻撃に強く、消費電力が少ないからです。

デジタル庁は期待の星？ マイナンバーで国民情報を集約管理し、便利な社会ができる？ もう、「フェイク」を語るのは止めないといけません。国民情報は個別番号で分散管理し、国民の安心・安全を確保する政策転換が必要です。

◆ どうする非常時対応なしの背番号制

— マイナンバーやマイナカードは、治安維持ファースト政策を唱える政府にとっては、平時や戦時の国民監視の道具（ツール）として便利かも

しれません。しかし、いったん国土が占領され、マイナンバーやマイナカードシステムの管理権が敵の手に落ちることもあるわけです。この場合、占領軍は被占領民の監視や選別に使えることになりませんが。

(石村) ですから、国民背番号であるマイナンバーやマイナカードで国民を一元的に識別できる仕組みは「諸刃の剣」なわけです。赤紙を発行するなど非常時に国民を動員するときには便利かもしれませんが。また、マイナカードを全国民に持たせ、持たない人は、作業員か非国民としてあぶり出すにも役立つかも知れません。

しかし、戦争や他国からの侵略があった場合、わが国が必ず勝利するとは限らないわけです。負けることもあるわけです。ですから、負けることも織り込んで、マイナンバーやマイナカードシステムを構想しないとはいけません。そうでないと、マイナンバーやマイナカードシステム自体が、非国民的な監視システム、平和ぼけした構想に転落してしまいます。

敵がマイナカードを使った医療システムをサイバー攻撃・破壊した場合、オンラインの医療サービスはストップしてしまいます。また、マイナカードシステムが敵に占拠された場合も、同じです。マイナカードで整然とセンシティブな国民情報を管理することは一見不便なようにも見えます。しかし国民を外敵から保護するためには、さまざまなIDカードを使う社会インフラが安全で、必須です。いまのような「国民データ国家専制管理方式」は、確かなデータセキュリティにはつながりません。災害時に、マイナカード万能主義を振りかざしたら、「〇〇さんは死んでもマイナカードを放しませんでした」のような悲話が続出する可能性があります。ですから、医療、教育、その他の社会インフラは、緊急時や戦時などに備えて、個別の識別番号、個別のカードで運用・管理される必要があります。バックアップも、オフラインの高性能の磁気テープなどの保存媒体を使う必要があると思います。

「核の共有／核のシェアリング」とは上から目線の議論を先行させるのはかえって危ないといえます。原発廃止を進めることで敵からの核施設攻撃から国民を護る、専制国家に占領された場合のことも織り込んで、マイナンバーやマイナカード監視システムの緊急時対応など、地に足つけた議論が必要です。

【資料】

総務省ホームページ (chrome-extension://efaidnbmninnipocajpggllclefindmkaj/viewer.html?pdfurl=https%3A%2F%2Fwww.soumu.go.jp%2Fmain_content%2F000798223.pdf&clen=2521042&chunk=true)

マイナンバーカードの市区町村別交付枚数等 (令和4年3月1日現在)

●団体区分別

区分	人口 (R3.1.1時点)	交付枚数	人口に対する交付枚数率
全国	126,654,244	53,759,380	42.4%
特別区	9,572,763	4,499,445	47.0%
指定都市	27,549,061	12,307,560	44.7%
市 (指定都市を除く)	78,865,174	32,884,079	41.7%
町村	10,667,246	4,068,296	38.1%

●区分別交付率上位10団体

【特別区・市】				【町村】			
団体名	人口 (R3.1.1時点)	交付枚数	人口に対する交付枚数率	団体名	人口 (R3.1.1時点)	交付枚数	人口に対する交付枚数率
宮崎県都城市	163,571	125,986	77.0%	新潟県粟島浦村	344	272	79.1%
兵庫県養父市	22,824	16,988	74.4%	大分県姫島村	1,933	1,519	78.6%
石川県加賀市	65,307	47,485	72.7%	福井県池田町	2,457	1,710	69.6%
高知県宿毛市	19,895	14,166	71.2%	静岡県西伊豆町	7,519	5,135	68.3%
石川県珠洲市	13,700	8,617	62.9%	兵庫県香美町	16,898	11,179	66.2%
和歌山県紀の川市	61,094	38,197	62.5%	長野県南牧村	3,162	2,059	65.1%
愛媛県大洲市	42,004	26,126	62.2%	鹿児島県種子町	7,775	4,915	63.2%
高知県四万十市	33,333	19,331	58.0%	福島県登米町	3,407	2,113	62.0%
福岡県糟屋市	73,045	42,126	57.7%	熊本県苓北町	6,971	4,312	61.9%
奈良県橿原市	121,444	69,432	57.2%	茨城県五霞町	8,385	5,170	61.7%

●交付率上位・下位都道府県

	都道府県	人口 (令和3.1.1時点)	交付枚数	交付率
1	宮崎県	1,087,372	603,063	55.5%
2	兵庫県	5,523,627	2,615,300	47.3%
3	奈良県	1,344,952	627,633	46.7%
4	東京都	13,843,525	6,404,515	46.3%
46	高知県	701,531	242,714	34.6%
47	沖縄県	1,485,484	505,316	34.0%

カナダは個人番号が国民背番号にならないように法律でストップかけました

カナダは、一時、社会保険番号 (SIN=Social Insurance Number) の利用をエスカレートさせました。事実上の国民背番号 (de fact National Identification Number) になりました。しかし、人権に対するインパクトが大きくなり、社会問題化していきました。そこで、2004年に連邦議会は、個人情報保護・電子資料法 (Personal Information Protection and Electronic Documents Act) を制定しました。この法律により、SINの利用を納税や社会保障の分野に限定し、SINを部外秘の個人情報としました。また、普遍的なID番号としての利用を禁止するために、SIN番号カードを廃止しました。(PIJ発行のCNNニュース82号参照) <http://www.pij-web.net/cnn/CNN-82.pdf>

究極のセンシティブ情報の警察内規での保有や利用は危険

警察のDNA型データベースを法律で縛ろう!!

— DNA型収集等で令状不要、捜査の必要性不問の密室警察は時代遅れ —

対論

話し手 清水晴生（白鷗大学教授）

聞き手 石村耕治（PIJ代表・白鷗大学名誉教授）

2022年1月18日に、名古屋地裁で注目すべき判決があった。無罪判決後も警察が保管する元被告人のDNA型・指紋・顔写真データの抹消を命じたのである。このケースでは、ごく普通の市民である65歳の男性薬剤師が、マンション建設の反対運動中に、現場責任者を小突いたとして逮捕、起訴された。だが、裁判で無罪が確定した。そこで、この男性は警察庁のDNA型データベースなどに保管されている自己のDNA型、指紋、顔写真などのデータの抹消を国に求めた。名古屋地裁（西村修裁判長）は、「保管すべき必要性は示されていない」として3種類のデータの抹消を命じた（日本経済新聞2022年1月19日朝刊参照/令和4年1月18日LEX/DB25591643）。この判決で、この男性は逮捕前の自分に戻れたのである。しかし、それもつかの間、国はこの地裁判決を不服として控訴した（東京新聞2022年1月31日朝刊参照）。

DNA型（DNAそのものではなくそのパターン）データベース上のデータ抹消を求める裁判は、ほかにもいくつかあるようだ。また、指紋データの抹消を求める裁判はこれまでもあり、過去に判決も出ている。

国や自治体は、市民の生体認証データを含む個人情報集めに躍起になっている。マイナンバーカード普及をゴリ押しする政府のやり方は目に余る。経済的に苦しんでいる庶民に対し、カネで釣るようなえげつないやり方をエスカレートさせている。これまでも住基ネットを始め、ことあるごとに市民の監視を強めるツール導入の努力は怠ってはこなかった。警察もNシステムなどを駆使し市民の行動を

逐一把握し、GPSによる長期の行動把握捜査は最高裁で違憲判決まで受けた。

警察は、指紋やDNA型データのような生体認証情報を採取・収集して、せっせと全国規模の警察庁データベースに登録し、データベースの風船を膨らませてきた。その対象は、事件の被疑者や被害者にとどまらず、参考人として事情を聴くために呼び出した人にまで及んでいる。

深く考えなければ、これらの超センシティブ（機微/究極のプライバシー）データは将来起こるかも知れない犯罪の捜査に役立つように見える。しかしそのデータベースには、警察から見て怪しそうだと思われた人たちだけが、あたかも犯罪者予備軍のように登録されているのである。このまま無差別にデータ蓄積が膨れ上がっていくのを放置するのは市民の人権にとり危ない。このままでは、すべての市民が「いつか犯罪を起こすかもしれない人」として、警察の監視対象となるおそれもある。

犯罪捜査はあくまで警察サイドの「疑いの目」から進められるものである。有罪・無罪と直接には結びつかない。裁判での有罪率99.9%も、検察が確実に有罪となりそうなものだけを起訴しているからである。警察や検察の捜査がまったく間違いを犯すことなく行われているからではない。

犯罪とは無関係でありながらも、傍若無人な捜査を受け、人権を踏みにじられた人たちの悲痛な叫びは、無数にあるはずである。あまり目立たないだけではないか。それに、メディアも、人権がむしばまれていても、時としてははっきりと事件化していないような

ケースまでは取り上げにくいスタンスにあるのではない。警察から垂れ流される情報はメディアの大事なビジネス源であり、忖度してはじめて信頼が成り立つところもあるからだ。

確かに、事件解決に犯罪捜査は必要不可欠である。とはいうものの、一歩誤れば重大な人権侵害を引き起こす。まさに紙一重である。犯罪捜査の一環で指紋や顔写真、DNA型がとられる、そしてデータとして保存されることは、とられた側は警察の疑いの目を気にして生きる感覚を強いられる。マイナンバーカードが普及しないのも、同じような市民感覚が働くからである。意に沿わない形で警察にとられた超センシティブデータについては、もう必要性はないはずだと感じれば、抹消を求めるのは当り前の市民感覚といえる。

警察の指紋やDNA型のような超センシティブな生体認証データの収集・保有は、プライバシー侵害と隣り合わせの関係である。このことから、その収集や保有の法的ルールを見える化することはきわめて大事である。このうち、データの「収集」については、曲がりなりにも刑事訴訟法という法的ルールが敷かれている。もっとも、この法的ルールの適用は、犯罪捜査の場合に限られるのだが。ところが、データの「保有」については、これをしっかりコントロールする法的ルールはないのである。

警察によるプライバシー侵害は、データの取得・収集のときに限られるわけではない。その後、データの「保有」が続く限り絶え間なく繰り返される。現場で採取されたデータ

と保有データの照合／マッチングが頻繁に行われるからである。しかも、こうした長期にわたるプライバシー侵害が、今も警察の内部で自在に行われている。裁判所の介在やデータ主体の個別の同意を得ることを要する仕組みになっていないからである。

確かに市民の安全を守るのは警察の重要な仕事である。とはいえ、警察には超法規的な高度の密室行政がゆるされ、しっかりした法的規制がないまま放置されてよいわけではない。超センシティブな生体認証データ収集手続の適正化に加え、データ照合／マッチング・システム／プログラムの清廉性の第三者評価、本人への照合／マッチング履歴の開示などを含め警察による超センシティブデータ「保有」や「利用」を含めた、いわゆる「収集後」過程全体の見える化を急がなければならない。

そこで、今回は、はじめに警察によるDNA型や指紋のような超センシティブな生体認証データの収集および収集後過程に対する裁判所による司法コントロールの実情にメスをいれる。そのうえで、プライバシー侵害と隣り合わせの関係であるセンシティブデータの警察による収集過程への令状主義の導入、さらには収集後過程、すなわち継続保有や利用がゆるされるための法的基準その他の透明化策について検討してみる。刑事法が専門の清水晴生 白鷗大学教授と石村耕治 PIJ 代表に徹底討論をお願いした。

(CNNニュース編集部)

◆センシティブ情報の警察捜査への活用ルール

(石村) 次から次へと市民のプライバシー侵害と隣り合わせの関係である超センシティブな生体認証データや先端技術／ハイテクを使った新たな捜査手法が現れてきています。盗聴（通信傍受）が典型です。国は、こうした手法を追加して法認・合法とする形で警察の捜査手法をエスカレートさせてきています。

(清水) そうですね。警察は法的根拠のないまま任意捜査の形で新たな捜査手法を使い始めます。新たな手法は、しばしば裁判で争いになります。しかし、裁判所は大概これを追認してしまいます。裁判では違法でないとされても、やはりあやしい

ところがあるわけです。ですから、後追いの形で立法措置を講じて穴埋め、補強する、というのがいつものパターンです。

(石村) 「行政をチェックするのが司法の役割」という意識が薄い裁判官が多いのが現実です。これは「疑わしきは行政の利益に」のスタンス、行政寄りの判決が多いことからわかります。

(清水) ですから、警察による令状なしでのGPSも無断装着捜査を違憲とした2017年3月15日の最高裁判決は注目を集めました。

(石村) 確かに、この判決は想定外のように見えます。しかし、現場では、必ずしも令状を必要とする捜査ばかりではありません。実務的には「捜査関係事項照会」（開示訴訟法179条2項）が幅

広く使われています。令状不要の任意の捜査で多くの個人情報を手に入れている実情にあるわけです。

(清水) 街頭に無数にある監視カメラの顔写真や顔面認証画像も捜査機関が任意で入手できる個人情報です。ただ、捜査機関だ、お上だ、と名乗れば、監視カメラ管理者から容易に入手できる状態にあります。とはいうものの、「くれるっていったからもらった」という程度の意識で監視カメラ画像を収集されてはたまりません。市民のプライバシー権はいとも簡単にむしばまれてしまいます。当然、捜査の必要性をしっかりとチェックできる法的ルールが必要です。

(石村) 指紋、顔写真などのデータはむしろ古典的な捜査情報です。指紋については「指掌紋取扱規則」（国家公安委員会規則）、顔写真については、「被疑者写真の管理及び運用に関する規則」（国家公安委員会規則）がありますね。今回の名古屋の裁判で問われたデータの1つであるDNA型についても、警察内部に外部者がまったく近づけないデータベースがあるわけですね。

(清水) そうです。DNA型は1992年に、捜査現場に本格導入されました。2004年には容疑者や現場遺留資料のDNA型のデータベース化を開始しました。その後、容疑者のDNA型は積極的に採取、保管する方針を取り、2020年末現在で141万件に上っています。

(石村) 今回問われたDNA型のデータベースの法的根拠はどうなっているのですか。

(清水) 警察庁のDNA型のデータベースは、「DNA型記録取扱規則」（国家公安委員会規則）によって運用されています。内部規則で運用されていることから、法的根拠はありません。

(石村) ということは、警察のDNA型データベースは、密室のなかで外部者がまったく近づけない形で運用されているわけですね。自己情報の開示請求権とかは、まったく蚊帳の外なわけですね。

(清水) そうです。行政庁自身の内部ルールだけで秘密裏に運用されています。警察の個人情報の収集・管理・運用が、何の民主的コントロールもなしに行われているというのは、あらためて驚くべきことです。

(石村) このあたりのことについて、これまで「法の支配」、刑事訴訟法上の議論はなかったのでしょうか？

(清水) 十分に議論されてきたとはいいいがたいのは確かです。というのも、犯罪捜査に関しては、

捜索・差押えという証拠の「取得時」の違法性を問題にすることが多かったためです。指紋や顔写真データの「取得時」の手続については、一応刑事訴訟法上の縛りがあります。しかし、「取得後」、つまりデータの保存、他のデータとの照合／マッチングなど利用についての法的ルールはありません。

(石村) つまり、「取得後」の違法性を問うケースはあまりなかったわけですね。

(清水) そうです。「取得後」といえば、税法分野でも、問題がありましたね。確か、脱税容疑の犯則調査で、納税者から収集・差し押さえられた情報の「返還」で問題があったと記憶していますが。

(石村) 犯則調査は、脱税の摘発が目的の調査です。ですから、超センシティブ情報／機微な生体認証情報の収集・管理・運用の面ではほとんど問題になりません。むしろ、犯則調査で差押え・押収された帳簿書類などが被疑者とされた納税者に適時に還付／返還されず、確定申告ができなくなることがしばしば問題になります。つまり、課税庁の調査や検察の捜査が優先され、納税者の期限内に確定申告する権利がむしばまれることがしばしば起きています。

(清水) 話を戻します。警察の超センシティブな個人情報データベースのあり方については、憲法学者による議論の方が一歩進んでいます。多くは、プライバシー保護のための法的コントロール（法律の留保）を欠いていると指摘するものです（例えば、玉蟲由樹「警察DNAデータベースの合憲性」日本法学82巻2号453頁等）。

(石村) 確かに、裁判例を見てみてもわかりますが、刑事裁判後の超センシティブ情報の保有、データベースからの削除などは、捜査の適法性を争うものではないですからね。刑事訴訟法そのものの議論とはやや異なりますね。とはいうものの、こうした超センシティブ情報の取得後手続の整備についての議論はなかったのですか。

(清水) もちろん早い段階から「取得後」段階での立法措置の必要性は指摘されてきました（例えば、徳永光「立法を伴わない犯罪捜査のためのDNAデータベース」甲南法学46巻3号115頁参照）。



◆警察DNA型データへの縛りの掛け方

(石村) 国家公安委員会規則による内部ルールがあるとのことでしたが、どのようなものですか？

(清水) それが非常に素朴なものです。データの記録を作りなさい、作ったデータを融通・利用しなさいという、ほとんどそれだけのわずか8条の規則です。

(石村) 8条ですか！？ それでは個人の超センシティブなプライバシー情報を管理するルールとして、とても十分とは思えませんね。オプトアウト(抹消請求)の仕組みなども当然ないわけですか。

(清水) 当然ありません。まさに、生きた化石と化した規則です。

●DNA型記録取扱規則(平成17年国家公安委員会規則15号)の構成

- 1条(目的)
- 2条(定義)
- 3条(作成等)
- 4条(犯罪鑑識官及び科学捜査研究所以外の機関等に鑑定を囑託した場合の特則)
- 5条(対象)
- 6条(整理保管)
- 7条(抹消)
- 8条(訓令への委任)

(石村) そもそも必要なくなれば抹消するという発想自体ないのですか？

(清水) あるにはあるのですが、およそお粗末なものです。

(石村) 規則に目を通してみると、7条に抹消に関する規定があるようですが。

(清水) 規則はDNA型記録を、被疑者の身体から採取された被疑者DNA型記録(2条5号)や、犯罪現場に残された誰かの遺留DNA型記録(2条7号)などと分けています。

被疑者DNA型記録であれば被疑者が死亡したときのほか「保管する必要がなくなったとき」(7条1項2号)に、遺留DNA型記録であれば事件の判決が確定したときのほか「保管する必要がなくなったとき」(7条2項2号)に、抹消しなければならないと書いています。

(石村) ということは、被疑者DNA型記録は被疑者が死亡しない限り、事件の判決が確定したあともずっと保有され続けるというわけですか。

(清水) そういうことになります。

●DNA型記録取扱規則のデータ抹消規定(抜粋)

7条1項 犯罪鑑識官は、その保管する被疑者DNA型記録が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、当該被疑者DNA型記録を抹消しなければならない。

1号 被疑者DNA型記録に係る者が死亡したとき。

2号 前号に掲げるもののほか、被疑者DNA型記録を保管する必要がなくなったとき。

7条2項 犯罪鑑識官は、その保管する遺留DNA型記録が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、当該遺留DNA型記録を抹消しなければならない。

1号 遺留DNA型記録に係る事件について確定判決を経たとき。

2号 前号に掲げるもののほか、遺留DNA型記録を保管する必要がなくなったとき。

[3項以下略]

(石村) 「保管する必要がなくなったとき」と書いてあります。あいまいな書き方ですね。具体的にはどんな場合でしょうか？

(清水) 警察にとって、保管する必要がなくなることはないですからね。

(石村) つまりこの規定は、永久保存ができると読むわけですね

(清水) そうなると思います。国会に登録数や抹消数を報告するように義務づけられているわけでもありませんからね。

(石村) 件数などについて少し参考になる資料としては、2010年6月に、国会議員が質問主意書を使って警察庁のDNA型データベースの解明を試みています [DNA型鑑定の捜査活用に関する質問主意書 / https://www.shugiin.go.jp/internet/itdb_shitsumon.nsf/html/shitsumon/b174583.htm]。本号(CNNニュース109号)の別稿(コラム:23頁)で生の資料を紹介しているところです。これを読むと、あいまいですが、運用実態がぼんやりですがわかります。今問題にしている「保管する必要がなくなったとき」の解釈については、一概に答えることはできないとしています。また、一応、行政機関個人情報保護法(当時、現個人情報保護法)の趣旨を尊重して運用していると回答(答弁)しています。

●反語？

「必要なくなるだろうか(いやない)」



(石村) 誰も抹消されたかどうかを確認できないわけですから・・・

(清水) ですから、はじめ

から抹消するつもりなどないはずですよ。

(石村) これでは究極的なプライバシー情報ともいえるDNA型データの取扱いとしては、あまりにお粗末に過ぎますね。

(清水) 裁判例でも一定の範囲で認めてきた、公権力に対する憲法上の個人のプライバシー保護の観点から、あまりにもないがしろにされています。

(石村) ほかの個人情報保護法制でも、捜査情報の特別扱いの度を越している感がありましたか・・・

(清水) この程度の内部規則でお茶を濁し続けているわけです。このこと自体、市民のプライバシー情報など、「捜査」や「安全」の前では便利な道具としか思っていないということでしょう。

(石村) DNA型データなど捜査に活用される超センシティブな生体認証情報には法的コントロールがまったく及んでいないことはよくわかりました。

(清水) ほかの国ではかなり法制化が進んでいるようですが。

(石村) 他国のことは知らないフリで「無法」な収集を続け、データを肥大化させているわけですね。

(清水) 他の欧米型民主主義を標榜する諸国はどうであれ、わが国は密室警察で当り前のスタンスです。警察に対するせつかくの市民の信頼を、なぜ悪用するようなやり方をするのでしょうか。まったく解せません。

(石村) 警察に対する国会の監視・統制機能が、ろくに働いていないということもあるのでしょうか。

◆「取得後」センシティブ情報の捜査活用への司法統制

(石村) 警察によるDNA型データのような超センシティブな生体認証情報の捜査活用に対する民主的コントロールのあり方については、「収集」過程と「収集後」過程に分けて考えることができます。双方の過程について、司法・裁判所の監視・統制機能はどう働いているのでしょうか。

(清水) 22年1月18日の名古屋地裁の判決は、センシティブ情報の「収集後」過程に関するものです。ただ、検察は、名古屋地裁判決には不満だということで控訴しました。ですから、司法はどの程度のコントロールを及ぼすことができるようになるのか、いまだ定かではありません。

(石村) センシティブ情報の「収集後」過程での捜査活用が不透明で、民主的コントロールに問題があることは明らかです。司法による十分な対応

が難しいとなると、立法的な手当が不可欠、待ったなしになるでしょうね。

(清水) 国家公安委員会規則の改定といったごまかしはやめてもらいたいですね。

(石村) 名古屋地裁判決についての上訴審では、憲法上の人権問題であることを正面からしっかりと認めたいと判断をくだして欲しいものです。

◆「取得後」指紋データの捜査活用への司法統制

(清水) 「取得後」DNA型データに関するものではないのですが、「取得後」指紋データの捜査活用に関しては悪しき裁判例があります。

(石村) どのような裁判例なのでしょう？

(清水) すでにふれたところですが、指紋も、DNA型データと同様に、「指掌紋取扱規則」と呼ばれる国家公安委員会規則（平成9年国家公安委員会規則13号）によって、データベース化されています。

(石村) そうですね。私も確認しました。内容はどんな感じなのでしょう？

(清水) この規則でも、DNA型データの場合と同じように、その本人が死亡したか「保管する必要がなくなったとき」にだけ抹消・廃棄することが定められているのみです。

(石村) 警察からすれば、指紋もDNA型も、これまでのやり方で何が悪いのか、というかも知れませんね。

(清水) ええ、そうですね。

(石村) 悪しき先例があるということは、「取得後」指紋データの捜査活用について人権保護に消極的な裁判例があるということですか？

(清水) そうです。地裁の裁判例で、比較的新しいものです。東京地裁平成25(2013)年5月28日判決（判例地方自治379号57頁）です。

(石村) どのようなケースなのでしょう？

(清水) 軽犯罪法違反の疑いで職務質問後に、写真撮影や指紋採取したことが違法だったとして、それらの抹消や慰謝料支払を求めたものです。

(石村) いわゆる「取得後」過程における個人データ取扱いに関する判決ですね。この判決はどんな書き方なのでしょう？

(清水) まず、民事的な請求に馴染むかという点と関連して、指紋データの保管・利用は、新たな

●「必要がなくなったとき」

必要がなくなったときー！
必要がなくなったときー！



そんなときはないときー！
そんなときはないときー！

受忍を義務づけるような公法上の法律関係を発生させる公権力行使にあたらなした上で・・・
(石村) なるほど。

(清水) 「一般に、国や公共団体は、その行政目的を達成するため、法令の範囲内において、情報を収集し、収集した情報を保管、利用し、抹消する権能を有しているのであり、当該情報が個人の肖像権やプライバシーに関わるからといって、当然に人格権に基づく抹消請求が認められるものではない。」としました。

(石村) 「法令の範囲内」とは、どの法令のことを指しているのでしょうか？

(清水) それははっきりしません。さらに続けて、「もっとも、国又は公共団体が法令に違反して情報を収集することが許されないのは当然であって、国又は公共団体の保有する個人に関する情報の収集手続に違法があり、国又は公共団体が当該情報の保管、利用を継続することが社会通念上許容されないと認められる場合には、当該個人は、人格権に基づき、当該情報の抹消を請求することができる」としています。

●東京地裁平成 25 年 5 月 28 日判決

- 保管は公権力行使にあたらな!
- 収集が適法なら抹消請求許さない!

(石村) つまり、「収集」の違法だけが重要であり、その後の保管・利用は「新たな受忍を義務づけるような・・・公権力行使にあたらな」という書き方なわけですね。

(清水) そうです。結論としても、「採取に違法性は認められず・・・データの収集手続に違法があるとはいえない。そうすると・・・警視庁・・・並びに警察庁による本件指紋データ・・・の保管が社会通念上許容されないとはいえ」ないと判示しています。

(石村) この判断に対する清水先生の見方は？

(清水) こうなってくると石村先生の守備範囲かとも思いますが。あえて申し上げますと、判決も「社会通念上許容されないと認められる場合には・・・人格権に基づき・・・抹消を請求」できるとはしています。しかし、それにあたる場合は「収集手続に違法」がある場合に限られることになります。

(石村) 前提部分で、保管につき「新たな受忍を義務づけるような・・・公権力行使にあたらな」としていた点は、新しい判断でしょう。とはいっ

ても、なお取得時基準の古い発想のままですね。

(清水) たとえ「一般に」公権力が情報収集する権能を与えられていても、そこからプライバシー保護の具体的な訴えが、データ収集の違法の場合以外は認められない、という判断は飛躍し過ぎです。

(石村) 公権力が市民のデータを収集・保有するのは当たり前という、上から目線の発想ですね。

(清水) 情報を保有し続ける公権力の具体的利益と、情報を抹消させる個人の具体的利益とが比較衡量されるべきです。

(石村) 司法判断がこれだけ硬直的だとすると、あらたな立法による対応が必要ですね。つまり、公権力による情報保有が正当化される要件にどのようなものがあるか、これが否定される場合にはどのような場合があるかについて、要件の定立や類型化が必要でしょう。それから、情報保有が否定された場合、その開示あるいは抹消を請求できる枠組みも整備しないといけませんね。取得時に加え取得後の保有、捜査活用に対する法律による手続面でのコントロールは必要不可欠ですね。

(清水) 事は人格権、プライバシー権に関わる事柄です。行政の内部規則で縛りをかけるだけでは不十分ですね。

(石村) 指紋と DNA 型のいずれについても、高度のセンシティブ情報／機微情報です。間違いなく法律で縛りをかける必要がありますね。

◆警察 DNA 型データの信用性の限界

(石村) 「被疑者データベース」を作る。そして捜査に役立てようとする。こうした発想自体、かなり予断に満ちた捜査に道を開き、危ない気もしますが。

(清水) まあ、警察の捜査では「科学」よりも「勘」や「経験」が重視される場面も少なくありません。予断が悪いとは思っていないでしょうし、おそらく現に役に立っているという感覚があるのでしょうか。

(石村) もちろん、実験室のなかだけなら、DNA 型の一致が同一人物であることを「科学的」に証明できるでしょう。

(清水) 仰せのとおりですね。しかし、捜査は決して実験室のなかだけで完結するものではありません。

(石村) DNA を集めてくるのも、運ぶのも、DNA 型判別装置を使うのも、そしてその記録を取るのも、すべて人間のやることです。

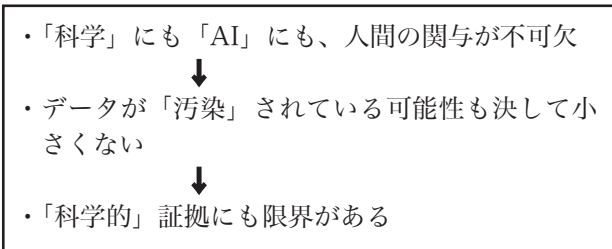
(清水) 現場の一本の髪の毛のDNA型が一致したとしても、見つかることなくどこかに行ってしまったごく短い髪の毛や唾液もあったかもしれません。

(石村) 神ならぬ人間が、事件が起きたさらに後になってから証拠を集めに行くわけです。その間誰かが見張っていたわけでもありません。荒らされた形跡がなくても、誰も入らなかったという本当の意味での保証は誰もできないわけです。

(清水) つまり、限られた範囲で集められた証拠を並べて、そこから推測できる一番もっともらしいストーリーを考え、そこに一致する者が犯人の候補になるわけです。

(石村) 事件の全容を明らかにするのに必要な、すべての証拠を集め切れたのかどうかなんて、誰にもいい切ることにはできないわけですね。

●「科学性」の限界



(清水) 逮捕したとか、起訴したとか。それらはあくまで警察や検察が考えるストーリーのなかだけの話です。裁判所でさえ、検察側と弁護側が差し出してきた証拠を基に、普通に考えればほかの可能性は考えられない(=合理的疑いを超える)といえるようなストーリーを、裁判という事務処理上の一応の真実として宣言することしかできません。

(石村) それを基に刑罰を科すと・・・

(清水) 過去を完全に知ることは誰にもできません。どんなに至近距離でも、目の前で起こっている事実のすべての真相を正確に認知して、その認知をそのまま取調べのときまで、あるいは証言するときまで記憶として保つというのは、非常に困難なことです。

(石村) そうであるとすると、その限られた証拠の中には、当然警察が手に入れやすい証拠から優先的に入ってきますね。

(清水) 仰せのとおりです。データベースに登録されていれば、当然未登録の人よりも検索される機会も増え、また一致する可能性も高くなります。

(石村) DNA型が常に決定的証拠となるわけでは

ないわけです。ですから、捜査線上でストーリーに乗せられやすくなるということ自体が、人権に対する大きなリスクですね。

(清水) データベースに登録されることで、事件に関わるような人物だという偏見の下に取調対象とされます。そうした予断が介入することで、起訴可能なストーリーを検察官も想像しやすいでしょう。

(石村) 無罪とはなったが冤罪を負わされそうになった人、起訴もされなかった人、軽微な事件を起こしただけの人、軽微な交通事故を起こしたに過ぎない人たちが、法律上の根拠もなくデータを採られ、保管され続け、犯罪者の第一候補者リストにずっと掲載され続けるということになるわけですね。余談ですが、ネットにアップロードされ、検索エンジンでいつまでも出てくる誤報道、あるいはフェイク記事で中傷されている人と相通じるところがありますね。

(清水) ただ事情を聴かれただけの人、目撃者、わざわざ捜査に役に立てばと話をしに行った人まで、皆そのリストに入るようです。

(石村) つまり、すべての市民を、いつ犯罪を犯してもおかしくない犯罪者予備軍と見ているということですね？

(清水) 実際、警察は、そう考えていると思います。まあ、そういう仕事でもあるわけですが。

(石村) 人を見たら犯罪者と思え、と・・・

◆科学的証拠の限界

(石村) しかし、事件は実験室で起こっているわけじゃないのです。

(清水) そうです。現場で起こっているわけです。

(石村) 実験室から一歩外に出れば、いくらDNA型判定といっても、その科学性には様々な限界が立ちほだかります。証拠収集過程やデータ作成過程でのヒューマン・エラーはその典型ですね。

(清水) そうです。しかも、そもそも裁判所はそれほど科学的な判断が得意なところでもありません。科学が大前提だとも思ってない節もあります。

(石村) といいますと？

(清水) 裁判官自身の事件全体から受ける心証を優先して、科学的な証拠(エビデンス)はあくまでその一部だと考えているようです。

(石村) いわゆる、自由心証主義[証拠に基づく事実認定を行う際に、それらの証拠の信用性は裁判官の自由な判断に委ねられるとする考え方]ですね。

(清水) そうです。ですから科学的なデータを信用するもしないも、自分たちが正しいと考えるストーリーに合致するかしないかで取捨選択しているところがあります。

(石村) 再審請求で、弁護側が出す実験データに対する裁判官の態度では、そういった扱いをよく見ます。

(清水) まして、DNA型データの作成は、ほとんど科警研で行われていると聞きます。いくら科学的といっても、完全に訴追側に属する組織だけが行う実験データであること自体、すでに公正さを欠いています。

(石村) データの作成や管理について、同等のアクセス権が被疑者側に保障されていない点では、問題は非常に深刻だと思います。

(清水) 公平な第三者機関を作らないことは、司法と立法の怠慢というほかないでしょう。

(石村) これは放置すべきではありませんね。

(清水) 結局、DNA型データもまた、人間に関わる以上間違いや誤解を引き起こす可能性を持った一証拠、一事実には過ぎません。

(石村) DNA型データは現場を完全に記録し、そのまま再現できる夢のツール(道具)ではないということですね。

(清水) まして、その「科学的」性格から、信用性について強いバイアスを招きかねない性質も帯びています。

(石村) こう見てきますと、やはりセンシティブ情報の保有・管理のあり方から、プライバシー権保護としての自己情報コントロール権の保障に至るまで、十分に議論を尽くしたうえで、しっかり整備された法制度の存在が不可欠ですね。警察庁のDNA型データベースのシステム評価や清廉性などの第三者評価、情報主体の手続への参加などを含め、すそ野の広い議論が必要ですね。

(清水) 間違っても冤罪を引き起こすことがないよう、仕組みを整備し、手続を透明化することで、憲法が求める適正手続保障の要請に応える必要があります。

◆最新の名古屋地裁判決の評価

(石村) 話を戻します。指紋データに関しての東京地裁の判決では、データの取得時に違法がなけ

●「科学」の独占

ケースが、
ケースの原料
だけで作った、
門外不出の
「科学」!



誰にも真似(再現)
できない

ればその後も持ち続けてよい、警察には保管する権能があるとまで言い切りました。

(清水) 保管・利用は新たな人格権侵害を生まないから、人格権に基づく抹消請求は認められないという結論でしたね。

(石村) これに対して、今回の名古屋地裁の判決では、原告が求めたDNA型データの抹消を認めました。このケースでは、マンション建設反対の市民運動のなかでの暴行事件を立件したものでしたね。

(清水) このケースで、裁判所は、違法捜査とまでは認めませんでした。しかし、起訴そのものに大きな疑問符がつき、無罪判決を受けたのも当然といった内容の事案でした。

(石村) こうしたケースではなおさら、DNA型データ保有・継続の正当性が問われるべきですね。

(清水) このケースではそもそもDNAを採取する必要性も、まったくなかったと思います。

(石村) 今回名古屋地裁判決では、先の指紋データに関する東京地裁判決からの変化・進歩はあったと考えてよいのでしょうか。

(清水) 東京地裁判決の控訴審である東京高裁の判決も同趣旨のことを述べていたとも聞きます。名古屋地裁判決(令和4年1月18日。LEX/DB25591643)では、継続保有をするのであれば、「具体的な必要性」が示されなければならない、と判示しています。

(石村) 「取得時に違法がなければずっと持っていてかまわない」という東京地裁判決の呪縛から解放されて、一步ステップアップしたわけですね。

(清水) そうです。

(石村) 名古屋地裁判決では、全体として、どのような判示がなされたのでしょうか?

(清水) 弁護側が提出したと思われる、ドイツの法整備の状況に関する複数の研究者の意見書や、あとで取り上げます日弁連が発表していた意見書なども参照して、諸外国の状況をしっかり踏まえて常識的な判断を示したと思います。

(石村) 具体的な内容としてはどうですか?

(清水) まず府学連事件や指紋押捺拒否事件をあげて、公権力に対する憲法13条による人格権の保障があることを認め、DNA採取にもその趣旨が及ぶとします。

(石村) なるほど。

(清水) そして採取がその後のデータベース上でのマッチング利用を想定するものである以上、採取が強制されない自由は取得後の利用されない自

由も含むとの解釈を示しました。

①人格権の保障は取得後も及ぶ

(石村) 採取されない自由と結びつける形で、その後の利用されない自由も認めたわけですね。

(清水) そうです。そして、警察庁のデータベースが有用であるとしても、情報の漏出や誤用のおそれ・不安が萎縮効果をもたらしうることは、人格権侵害にあたると思いました。

②データベースによる萎縮効果は人格権侵害

(石村) 取得後の不利益も独立に考慮されているわけですね。諸外国の法整備の状況を見れば、これを否定する余地はないでしょうから。

(清水) 仰せのとおりです。

(石村) 日本では十分な法整備がなされていない点についてはどう述べていますか？

(清水) ここでは具体的授權のない、組織法に過ぎない警察法を取り上げて、鑑識施設や鑑識事務が規定されているから法的根拠がまったくないとはいえないと、相変わらずのちぐはぐなことをいっています。

(石村) 権利制限に対する感覚が、未だに鈍いわけですね。

(清水) そうともいえます。ただ、そのうえで、データ運用の要件、対象犯罪、保存期間、抹消請求権についての規定もなく、「高い秘匿性」を備えるDNA型データという法益の保護に関して「脆弱な規定」しかないとし、外国と比べるとなおさら顕著だとまで述べています。

(石村) 「必要がなくなったとき」に抹消するという冗談みたいな規定しかありませんからね。

(清水) ですから、それは「甚だ曖昧」だとも断じています。そして、データベース拡充が捜査に役立つという一般論を前提とすれば、「必要がなくなったとき」はほとんど想定できず、運用次第でそのケースはほぼ存在しなくなる可能性もあるとまでいいます。

(石村) はっきり述べてはいますが、ごく論理的で常識的な判断ですね。

③現行の法規制は脆弱、甚だ曖昧

(清水) 結局、人格権保護と捜査の必要性が具体的に比較衡量されなければならないという比例原則にいたっています。少なくとも裁判で犯罪の証明がないと確定した場合、あるいは、余罪や再犯など「具体的な必要性」が示されない限り、データ

は「必要がなくなった」にあたるかと判示しました。

④具体的な必要性が示されなければ「必要がなくなった」にあたる

(石村) 今回抹消が認められたということは、具体的な必要性は示されなかったということですね。

(清水) 国に対して抹消せよと命じる判決になっています。

(石村) これまでも国は再三、文書は廃棄したといいながらやっぱりあった、調べ直したら出てきたと平気で嘘をついています。本当に抹消するかどうかが問われますね。

(清水) 裁判所が抹消せよと命じたところで、これに従わなくても何のお咎めもありません。同判決によれば、韓国には不削除に対する処罰規定もあるそうです。

(石村) そうですか。裁判所は強制執行までしてくれるのでしょうか？

(清水) 強制執行したところで、完全に抹消したかを確認する術もありません。

(石村) やはり取得自体とその後の保有に対する、令状手続等の厳格な法整備が必要ですね。

(清水) そして、それを監視する第三者機関も不可欠です。

(石村) ただ警察まかせにしておき、「密室行政」を放置しておくことでは、人格権・プライバシー権が守られているとはとてもいえないですからね。

(清水) そう考えると、現状は何も守られていないに等しいですね。

◆DNA型データの密室保存継続は重大なプライバシー侵害！

(石村) ただ、気になるのは、今回の名古屋地裁判決も、具体的な必要性に比例する限りでは、保有の継続も許されるという立場なことです。

(清水) ご指摘のとおりです。データ運用の要件、対象犯罪、保存期間、抹消請求権についての規定もなく、「高い秘匿性」を備えるDNA型データという法益の保護に関して「脆弱な規定」しかないとは断じました。外国と比べるとなおさら顕著であると。

そうまで述べておきながら、具体的な必要がなければ抹消請求できるというだけでは、逆に抹消請求しない限り警察は必要があるからと保有し続けられることになります。

(石村) 裁判所が具体的な必要性をそのつどチェッ

クするだけでは、「脆弱な規定」しかない現状では、外国と比べ顕著に権利侵害的な法環境は何ら是正されないままになりますね。

(清水) 裁判所は、法規定の整備の進んだ諸外国と比べて脆弱だということです。ただ比例原則による抹消請求を認めるだけでは、仰せのとおりになります。国家公安委員会規則のみによる運用という脆弱な権利保護の法環境は維持されたままですからね。

(石村) データ運用の要件、対象犯罪、保存期間、抹消請求権が法定されていない現状を放置すべきではないでしょう。

(清水) そうした不備を指摘しておきながら、裁判所は、なお比例原則の適用で足りるとしています。また警察法に法的根拠を求められなくはないとの態度も合わせると、裁判所は、やはり情報プライバシー権保障の重要性を未だ小さく見ていると思います。

◆警察のGPS端末無断装着とDNA型データベース利用を比べる

(石村) GPS端末を無断で装着させた警察の捜査については、最高裁大法廷が法的根拠の不十分さを指摘して違憲の強制捜査だと断じましたね。

(清水) 最高裁大法廷平成29年3月15日判決(刑集71巻3号13頁)ですね。

(石村) DNA型データベースの運用に、同じことはあてはまらないでしょうか？

(清水) GPS捜査の大法廷判決も、その捜査が「重大な法益侵害」を伴うから令状が必要な強制捜査であるとみました。そのうえで、令状の内容に関する法規定を欠くから無令状の強制捜査となるとし、憲法35条違反だと判断しました。

(石村) 法規定を欠くまま行うのは、憲法31条の適正手続の観点でも問題があるとしていましたね。

(清水) ですから、警察のGPS端末無断装着のケースとの対比でいえば、DNA型データの保有が「重大な法益侵害」にあたるかどうか、法規定を必要とする強制処分となるかどうかを決めることになります。

(石村) 裁判所は、GPS捜査が、私的領域への継続的・網羅的侵入であたるとしたわけです。GPS捜査のこうした性格が、強制処分性を基礎づけ、延いては法定の令状手続が必要になる、と判断しました。



(清水) DNA型データ保有も、名古屋地裁判決がいうとおり、無期限ともいえるほどの継続性があります。

(石村) 「収集後」過程では、保有する

データは照合/マッチングの作業を通じて別の事件の捜査に活用されるわけですから、取得時の適法性の評価とは別個に考えるべきです。

(清水) その意味では、別の事件の発生前にすでに保有状態が継続するわけですから、やはり個別の捜査の必要性和単純に比較衡量すること自体、不可能で不十分です。

(石村) 警察が収集したDNA型データの場合、具体的な事件の嫌疑や必要性に限定されることなく、保有が継続されます。しかもその対象範囲についても何の限定もなく、広汎で漠然としています。そして、保有されていることが知らされない限りは、多くの人々が常に継続的に、繰り返し照合/マッチングにさらされてしまうわけです。そのたびに個人の超センシティブな生体認証情報が、本人からの個別の同意もなしに犯罪捜査に利用されることとなります。まさに無法状態です。

●「重大な法益侵害」にあたらぬか？

- ① 具体的必要性和無関係
- ② 対象犯罪は無限定
- ③ 永続的利用
- ④ 利用に個別の同意なし

(清水) 警察がDNA型データを収集する場合、説明責任不足もあるのですが、収集に同意する側は、半永続的な利用を想定して提供に応じているわけではないのです。ところが、現実には、警察に対して、同意なしでの恒常的なプライバシー侵害をゆるすことにつながるわけです。

(石村) GPS端末の装着の場合は、捜査継続中に限られるでしょう。一方、DNA型データの場合



GPS 端末 (public use)

は一生ということになります。継続性という意味では比較になりませんね。

(清水) 私的領域への侵入という観点で見ても、GPS 端末は立ち寄り場所など、行動パターンが網羅的に把握されるというものでした。

(石村) ある意味、外部的なものですね。もちろん、それにより思想・信条等が推測される場合もあります。

(清水) ええ。それに対してDNA型データは、一般的に口腔粘膜からの採取という身体内部への侵入を伴うものです。

また名古屋地裁判決も指摘するとおり、「万人不同性、終生不変性」ゆえの「識別性、検索性」を備えるという意味では究極の個人情報です。容易に他者に提供すべきものでもありません。

(石村) それをみだりに取得する警察の行為は、私的領域への侵犯だといわざるをえません。

(清水) 仰せのとおりです。一度取得されれば、半永久的にプライバシー侵害が継続するわけですから。

(石村) GPSで取得されるデータと比べても、決して個別の法規定や特別の令状なしに収集・保管してよいわけではありませんね。

(清水) そうした指摘は多いです(例えば、水野陽一「刑事手続における強制採血とDNA型鑑定に関する一考察〈論説〉」広島法学36巻2号145頁等)。まさにその通りだと思います。

◆人権を優先する法規制のあり方 ～DNA型採取令状主義

(石村) 次に、人権を優先できるDNA型データベースの法規制のあり方について考えていきたいと思います。

(清水) 2007年12月の日弁連の「警察庁DNA型データベース・システムに関する意見書」(https://www.nichibenren.or.jp/library/ja/opinion/report/data/071221_000.pdf)では、法律で規定すべき内容として、具体的な捜査の必要と関わりない採取を禁止し、犯罪類型を重大犯罪や性犯罪に限定すべきなどとしています。

また無罪等の場合の抹消を義務づけ、抹消請求権も明定すべきだと。さらに監督・救済のための第三者機関の設置も求めています。

(石村) 正論ですね。この日弁連意見書では、「DNA型情報が「個人の究極のプライバシー」であることに鑑み、以下のとおり、採取、登録対象、保管、

利用、抹消、品質保証、監督・救済機関について定めるべきである。」とうたっていますね。法律に基づく警察庁のデータベース・システムの設置を提言しています。ただ、データ主体(被疑者、無罪確定者など)の現代情報法上の権利利益の所在がやや不透明ですね。もう少し、情報法の専門家とキャッチボールしたうえで意見書をまとめたらよかったのではないかと、思いました。データ照合/マッチング・システム、あるいはプログラムにおけるデータ主体の手続上の権利利益の保護は、アクセスログ(マッチング履歴)の開示やシステム/プログラムの清廉性の担保などにまで及びます。

(清水) 日弁連報告書では、DNA型データの採取は原則、令状によるべきとしています。ただ、書面による同意でも可能としている点で、抜け道が広いように思えます。

(石村) 日弁連報告書は包括的ですから、ちょっと論点整理をしていきましょうか。CNNニュースの読者から、記事や対論はできるだけ簡潔にまとめて、素人でもわかるようにして欲しいとの要望が寄せられていますので。

(清水) わかりました。

(石村) ご協力をありがとうございます。では論点整理を試みます。いま対論でとりわけ問題にしているのは、他の犯罪捜査への活用(データ照合/マッチング)に備えてのDNA型データの「取得後」の継続保有の是非についてです。「是」とする前提で、その場合の警察、情報主体との間での権利利益をどのように調整するかです。

●「取得後」DNAデータの捜査活用の法的条件とは

Q: 他の犯罪捜査/DNAデータとの照合に備えて、DNAデータの「取得後」の継続保有を法認するための具体的な条件とは何か?

〈論点整理〉

- ・ 情報主体の権利利益の保護
- ・ 捜査当局の利便性確保
- ・ 対象範囲の限定
- ・ 規制厳守の実効性確保
- ・ 継続保有と分析利用の各要件
- ・ 裁判官のチェック etc.

(石村) 立法を確かなものにするには妥協も必要です。しかし、最初から人権保護水準を低く設定してしまうと、いわゆる「ザル法」ができてしまいます。注意が必要ですね。

(清水) ええ。まず全般的な前提として、取得や利用、罪種の限定等の厳守につき、捜査機関任

せではなく法定すべきです。もう一点は、継続的なプライバシー侵害であることから、令状を必要とする強制捜査であることを法律で明示すべきです。

(石村) 取得の場面と利用の場面はまったく異なりますから、これを区別して考えていきましょう。

(清水) 裁判官の審査といっても、継続保有する場合は具体的な事件と無関係です。

(石村) それに対して、データ利用の場合は具体的な事件と関わります。

(清水) ええ。まず継続保有を見ていきます。これは具体的事件と関わらない点で、捜査活動にあたりません。

(石村) 「捜査」とは、具体的事件に関わる場合をいいますね。

(清水) そうです。具体的事件の嫌疑と関わりなく、日常的に警察が「捜査」と称して関わってきては、平穏な社会生活が送れません。

(石村) すると、それは刑訴法の捜査を超えるプライバシー利用ですから、警察法を根拠とするのでは不十分ですね。

(清水) 憲法31条が「法律の定める手続」によらなければ、自由を奪われまいとしています。ですから、継続保有の要件、対象・罪種の限定などの法的枠組みや、具体的必要性を裁判官がそのつどチェックすることを、法律で明らかにすべきです。

(石村) また、その保有データを今度は別の具体的事件に関して利用する場合が次の場面です。

(清水) 手元に置くことが許されても、濫用を防がなければなりません。

(石村) それならば、利用時にも裁判官の審査が必要です。ただ、すべてのデータ提供者から、利用する度ごとに個別の同意を得るのは大変です。

(清水) そうですね。だからこそ、濫用のおそれがないか、具体的必要性があるかにつき、裁判官がチェックすべきです。

(石村) 単に捜査機関の手を縛るというのでなく、予断に基づく誤った捜査を防止するためですね。

(清水) 仰せのとおりです。

◆おわりに

～警察DNA型データベースの適正運用に法整備は必須

(石村) 捜査手法が年々高度化してきています。DNA型データの利活用が犯罪者の摘発に重い役

●データベースに必要なWチェック

- 継続保有時のチェック
- 再度利用時のチェック

割を担ってきています。とはいっても、DNA型データは超センシティブな生体認証情報です。捜査当局が収集したDNA型情報は、外部者どころかデータ主体も容易に近づけない警察内部のデータベース・システム内に所在しているわけです。いかなるシステムも無謬ではありえません。しかも、こうした情報が、法律ではなく、粗末に書き上げられた時代遅れの国家公安委員会のラフな規則で収集・管理・利用されています。第三者によるシステム評価やデータマッチング履歴（アクセスログ）の開示手続などもまったく未整備のままです。

もしかすると、自分のDNA型データが警察のデータシステムに保存され続け、繰返し照合されているかも知れません。自己情報のコントロール権の保障が声高に叫ばれる時代です。にもかかわらず、私たち市民には、警察当局に、事実確認する手段がないのです。

また、無罪の判決が出て、DNA型データ収集または保存が明らかに不要となる、あるいは、引き続き保存することが不当となったとしても、抹消する手続は不透明です。見方を換えると。手続がないということを理由に、人権保護は後回しにすることを警察に許しているわけです。警察のDNA型データの取扱いに文句があるのなら、テマ、ヒマかけて裁判で争えというの、乱暴な考え方です。

まさに密室警察行政を象徴するようなデータベース・システムです。人権侵害の道具（ツール）を野放しにして常時警察に使わせているようなものです。ガラパゴス化した時代遅れの警察の内規で個人の究極のプライバシーであるDNA型データを取り扱うことが厳しく問われています。

立法による市民やDNAデータ主体の権利保護は待たなしです。国会の出番です。警察DNA型データベース・システムの運用のなかでDNA型データの採取過程および採取後過程での手続では、まず令状主義を原則としなければなりません。そのうえで、人権を優先する形で手続の整備に向けて法規制を進める必要があります。

清水先生、今回は、刑事法学の専門家としてのご意見をありがとうございました。

資料紹介

質問主意書で警察庁 DNA 型データベースにメス!

(CNNニュース編集部)

◎質問主意書を使った DNA 型データベースの解明

以下に、質問主意書を使った解明された警察庁の DNA 型データベースを紹介する。

https://www.shugiin.go.jp/internet/itdb_shitsumon.nsf/html/shitsumon/b174583.htm

平成 22 (2010) 年 6 月 14 日提出
質問第 583 号

DNA 型鑑定の捜査活用に関する質問主意書

提出者 塩川鉄也

警察庁は、平成十六年から DNA 型記録のデータベース化を始め、翌年には「DNA 型記録検索システム」の運用を開始している。現在では、DNA 型鑑定及びその型記録を活用した捜査手法が進んでいるが、必ずしもその現状が明らかにされていない。

一 DNA 型データベースに登録された DNA 型記録について、その総数及びその内訳（被疑者 DNA 型記録、遺留 DNA 型記録、変死者 DNA 型記録）を各年度ごとに明らかにされたい。

二 DNA 型記録取扱規則第七条第一項は DNA 型記録を抹消する場合を定めているが、現在までに抹消された記録の総数及び内訳（規則第七条第一項第一号と第二号の別）を各年度ごとに明らかにされたい。

三 DNA 型記録取扱規則第七条第一項第二号の「保管する必要がなくなったとき」とはどういう場合をいうのか。被疑者の無罪が確定した場合は、「保管する必要がなくなったとき」に該当するのか。被疑者 DNA 型記録のうち、被疑者の無罪が確定したケース及び、それにともない DNA 型記録を抹消したケースの件数について各年度ごとにそれぞれ明らかにされたい。

四 DNA 型データベースに登録された DNA 型

記録以外に、捜査の必要から全国で実施された DNA 型鑑定に関し、その総数及びその内訳（被疑者、遺留、変死者）について各年度ごとに明らかにされたい。また、都道府県別にも明らかにされたい。

五 DNA 型データベースに登録された DNA 型記録以外に、捜査の必要から全国で実施された DNA 型鑑定について、検体の提供者からの承諾の状況はどうなっているか。遺留 DNA 型記録及び変死者 DNA 型記録でない場合に、承諾書の提出を受けて行った DNA 型鑑定数と、承諾書の提出を受けずに行った DNA 型鑑定数を示されたい。

六 DNA 型データベースに登録された DNA 型記録以外に、捜査の必要から全国で実施された DNA 型鑑定に関し、保管、破棄・抹消等の取り扱いについて定めた法律・規則等を示されたい。

七 DNA 型データベースに登録された DNA 型記録以外に、捜査の必要から全国で実施された DNA 型鑑定について、被疑者が確定した場合、被疑者を確定するために行った他の DNA 型鑑定の記録は、抹消するのか。それとも保管しているのか、その取り扱いを明らかにされたい。

八 DNA 型記録取扱規則の制定にあたり、「DNA 型データベースに関する有識者会議」など、有識者の意見を反映する会議等を行ったか。「DNA 型データベースに関する有識者会議」の結論は、どのようなものであったか。その結論をまとめたものを示し、DNA 型記録取扱規則制定との関連を明らかにされたい。

九 DNA 情報は「究極の個人情報」ともいわれ、その取り扱いについては個人情報の保護との関わりでも国民の関心はますます高くなっている。現在の DNA 型記録取扱規則による運用で、個人情報の保護は、十分果たされていると考えているか。政府の見解を示されたい。

右質問する。

◎ DNA 型データベースに関する質問主意書への回答（答弁）

当時の菅直人総理大臣は、塩川議員からの警察庁の DNA 型データベースに関する質問主意書に対して、次のような回答（答弁）をしている。

https://www.shugiin.go.jp/internet/itdb_shitsumon.nsf/html/shitsumon/b174583.htm

平成 22（2010）年 6 月 22 日受領

答弁第 583 号

内閣衆質 174 第 583 号

平成 22 年 6 月 22 日

内閣総理大臣 菅 直人

衆議院議長 横路孝弘 殿

衆議院議員塩川鉄也君提出 DNA 型鑑定の捜査活用に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

衆議院議員塩川鉄也君提出 DNA 型鑑定の捜査活用に関する質問に対する答弁書

一について

お尋ねの数については、暦年ごとに把握しており、DNA 型データベースに新たに登録された DNA 型記録の数は、平成十六年十二月十七日から平成十七年十二月三十一日までの間は三千八百八十七件、平成十八年は七千四百九十五件、平成十九年は一万六千三百三件、平成二十年は三万四千四百四十四件、平成二十一年は四万六千五百五件であり、そのうち、被疑者 DNA 型記録の数は、平成十七年九月一日から同年十二月三十一日までの間は二千三百三十二件、平成十八年は三千七百十八件、平成十九年は一万六千六百六十件、平成二十年は二万三千四百三十六件、平成二十一年は三万六千二百四十二件であり、遺留 DNA 型記録の数は、平成十六年十二月十七日から平成十七年十二月三十一日までの間は千七百五十五件、平成十八年は三千七百七十七件、平成十九年は五千六百四十三件、平成二十年は八千八件、平成二十一年は九千七百六十三件である。

なお、変死者等 DNA 型記録については、DNA 型データベースに登録していない。

二について

お尋ねの数については、暦年ごとに把握しており、DNA 型記録取扱規則（平成十七年国家公安

委員会規則第十五号）第七条第一項の規定に基づき抹消した被疑者 DNA 型記録の数は、平成十七年九月一日から同年十二月三十一日までの間は零件、平成十八年は二十七件、平成十九年は百三十七件、平成二十年は四百二十六件、平成二十一年は千百六十五件であり、そのうち、同項第一号に規定する事由によるものは、平成十七年九月一日から同年十二月三十一日までの間は零件、平成十八年は六件、平成十九年は九件、平成二十年は三十三件、平成二十一年は六十二件であり、同項第二号に規定する事由によるものは、平成十七年九月一日から同年十二月三十一日までの間は零件、平成十八年は二十一件、平成十九年は百二十八件、平成二十年は三百九十三件、平成二十一年は千百三件である。

三について

お尋ねの「保管する必要がなくなったとき」に該当するか否かについては、個別具体の事案に即して判断する必要がある、無罪判決が確定した場合も含め、一概にお答えすることは困難であるが、例えば、保管されている被疑者 DNA 型記録の重複が確認された場合等には「保管する必要がなくなったとき」に該当するものとして、当該被疑者 DNA 型記録を抹消することとしている。

また、お尋ねの件数については把握しておらず、お答えすることは困難である。

四及び五について

お尋ねの数については把握しておらず、お答えすることは困難である。

六及び九について

DNA 型鑑定の資料や記録については、刑事訴訟法（昭和二十三年法律第百三十一号）第九十六条、国家公務員法（昭和二十二年法律第百二十号）第一百条、地方公務員法（昭和二十五年法律第二百六十一号）第三十四条、犯罪捜査規範（昭和三十二年国家公安委員会規則第二号）第九条、DNA 型鑑定の運用に関する指針（平成十五年七月七日付け警察庁丙鑑発第十三号警察庁刑事局長通達別添）等に基づき適切に取り扱っているところである。

また、DNA 型データベースにおける DNA 型記録についても、DNA 型記録取扱規則、行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律（平成十五年法律第五十八号）等に基づき、個人情報の保護に十分配慮しながら取り扱っているところである。

七について

御指摘のDNA型鑑定の記録は、捜査及び公判等に必要期間保管されるものと承知している。

八について

DNA型記録取扱規則は、「DNA型データベースに関する有識者会議」において、捜査資料としてのDNA型に係る情報をデータベース化すると警察庁の方針について異論はないとの結論が出された後、制定したものである。

●質問主意書とは何か

質問主意書の魅力的なところは、質問に対する回答は「閣議決定」という内閣の最高意思決定を経たうえで、内閣の「公式見解」として、迅速に質問者である議員のところに届けられることである。

■質問主意書に関する国会法の規定

第八章 質問

第七十四条 各議院の議員が、内閣に質問しようとするときは、議長の承認を要する。

- ② 質問は、簡明な主意書を作り、これを議長に提出しなければならない。
- ③ 議長の承認しなかつた質問について、その議員から異議を申し立てたときは、議長は、討論を用いなくて、議院に諮らなければならない。
- ④ 議長又は議院の承認しなかつた質問について、その議員から要求があつたときは、議長は、その主意書を会議録に掲載する。

第七十五条 議長又は議院の承認した質問については、議長がその主意書を内閣に転送する。

- ② 内閣は、質問主意書を受け取つた日から七日以内に答弁をしなければならない。その期間内に答弁をすることができないときは、そ

の理由及び答弁をすることができる期限を明示することを要する。

第七十六条 質問が、緊急を要するときは、議院の議決により口頭で質問することができる。

●「知る権利」に奉仕する質問主意書

質問主意書は、国会議員にとり、政府のやっていることで、有権者である国民・納税者に明らかにされていないことをただすための使い勝手のよいツール(道具)の1つである。そして、その回答を、有権者・国民の「知る権利」に奉仕すべく速やかに報告できることも大きなメリットといえる。

見方をかえると、質問主意書は、行政府(役所)にとっては厄介でもある。かつては、ひとたび質問主意書が提出されると、役所がまず回答期限のお願いに質問した議員のもとにはせ参じるのが常であった。というのは、国会開催中、各役所は、通常業務で多忙を極めているからである。そうした時期に、1週間の回答期限は短いからである。また、国会答弁とは違い、回答者は、内閣の法の番人ともいわれる「内閣法制局」の一言一句にまでいたる厳しい審査をしなければならないからである。さらに、閣議決定される以上、各府省庁と回答案文を協議し調整しなければならないからである。

ただ、役所が厄介であると思うことは、裏返せば、使い次第では、面従腹背の役人に国会答弁よりも確かな情報や回答を引き出せることにもつながる可能性がある。

一般に、与党の議員より野党の議員がこの制度の活用に積極的である。現に、官僚の天下りや税金の無駄遣いなど、役人天国の実態も、この質問主意書を使ってあぶりだされてきている。

サイバー攻撃より怖いサイバー警察局設置

—— 議論しないで警察法改正に賛成する立民に失望する ——

(CNNニュース編集部)

政 府は、22年1月28日に、第177国会(常会)に「警察法の一部を改正する法律案」を提出した(https://www.npa.go.jp/laws/kokkai/220128/03_sinkyu.pdf)。

この改正法は、警察庁に新たに「サイバー警察局」(サイバーポリス)を新設する。同時に、長官官房機能の大幅強化を打ち出している。大幅な組織再編をするものである(3月30日可決、成立)。

国会に提出された警察法改正法の概要では、その立法趣旨、組織、職務などについて、次のように説明する。

●警察法改正法の概要

1 背景

- ◆サイバー空間は誰もが参加する公共空間に
- ◆世界中から直接攻撃を受ける

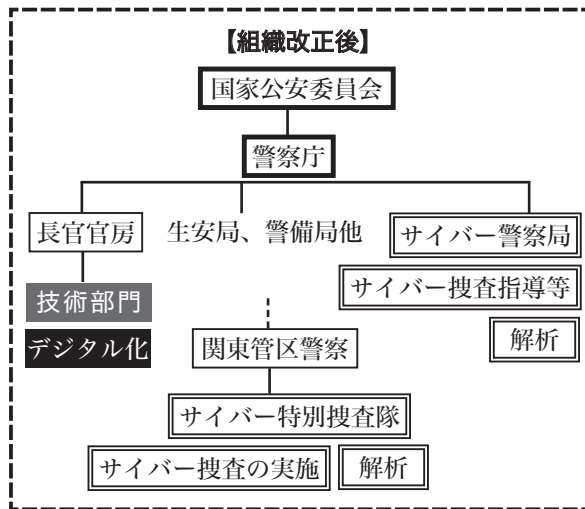
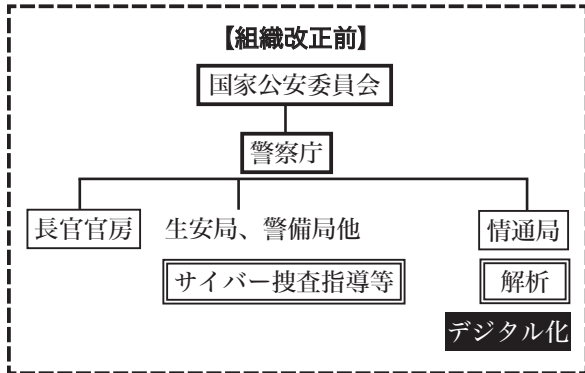
- ◆コロナ禍はサイバー空間の脅威を増進
 - 高度な専門技術を有する集団による執ようなサイバー攻撃➢攻撃手法が常時拡散・高度化
 - サイバー対策における国際連携の重要性

2 改正の概要

① 警察庁の組織改正

◆サイバー警察局の新設

- ・捜査指導、解析、情報集約・分析、対策等を一元的に所掌
- ◆情報通信局の所掌事務を長官官房に移管
- ・警察業務のデジタル化、科学技術の活用等を推進



② 重大サイバー事案に対する対処能力の強化

- ◆国家公安委員会・警察庁が重大サイバー事案に対処するための事務を所掌
- ◆重大サイバー事案に対処するための事務を関東管区警察局が分掌 (全国管轄)
 - ・サイバー特別捜査隊 (※) が全国を管轄とし、重大サイバー事案の捜査 (国際共同捜査を含む) を実施 (※ サイバー特別捜査隊の関東管区警察局への設置は下位法令事項)

【重大サイバー事案】

- ① 国・地方公共団体の機関や重要インフラ等に重大な支障が生じる事案
- ② 対処に高度な技術を要する事案 (マルウェア事案等)

③ 海外からのサイバー攻撃集団による攻撃

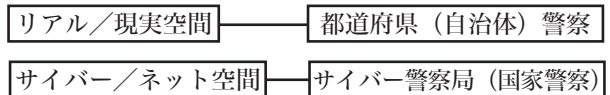
* https://www.npa.go.jp/laws/kokkai/220128/05_gaiyou.pdf

◎ Q&A: 石村 PIJ 代表に聞く!! 問われる今回の警察法改正

《Q1》石村代表に聞きます。政府の法案説明概要をみた感じでは、ネット空間/サイバー空間/デジタル空間での重大犯罪が増加し、自治体警察の連携では対応が難しくなり、全国的な対応組織が必要になったことが立法理由だと思いますが。ただ、政府は、わが国は民主国家陣営の国だと自認するのですが、人権、通信の秘密などの言葉が一言も出てこないのが気になります。

— 今回の警察法改正で、警察庁も、サイバー/ネット空間について、警察庁長官のもとに、「サイバー警察局」を置き、関東管区警察局のなかに「サイバー特別捜査隊」という実働部隊を持つことになりました。

このことから、わが国の警察組織は、実質的に次のようになります。



わが国の戦前の国家警察は国民の人権を弾圧してきた暗い歴史があります。これを反省し、戦後は、警察の民主化がはかられました。現行憲法36条では「公務員による拷問及び残虐な刑罰は、絶対にこれを禁ずる。」と書いています。これは、かつてのわが国の警察の残虐性を物語る証拠 (エビデンス) でもあります。

ちなみに、自民党の憲法改正草案では「公務員による拷問及び残虐な刑罰は、禁止する」となっている。ポイントは「絶対に」という言葉が抜け落ちた点に注目する必要があります。

いずれにしろ、戦後、わが国の警察は、「国家警察」の廃止、都道府県 (自治体) 警察が実働部隊を持ち、運営されてきたわけです。つまり、警察庁は、実働部隊は持たない自治体警察のまとめ役、中央の司令塔であったわけです。アメリカのFBIのような実働部隊を持つ組織とは異なります。

これが、今回の改正では、リアル空間に匹敵するくらい急激な伸びを示すサイバー空間/ネット空間/デジタル空間でのサイバー犯罪を取り締まる実働部隊を設けるというわけです。警察庁内に、サイバーポリス、つまり、「サイバー特別捜査隊」を持つ組織サイバー警察局を設けることになったわけです。市民団体や法曹界に、「国家警察復活

の布石」との警戒感が広がっているわけです。

《Q2》おおくの市民団体が今回のサイバー警察の設置に反対をしています。どういう理由で反対しているのでしょうか。

— 反対理由をまとめてみると、おおむね次のとおりです。

〔理由1〕 憲法21条は、「①集会、結社及び言論、出版その他一切の表現の自由は、これを保障する。②検閲は、これをしてはならない。通信の秘密は、これを侵してはならない。」と規定しています。この自由は、絶対的な自由権です。つまり、「公共の福祉に反しない限り」とか、条件付きの自由権とは異なります。【ちなみに、自民党の改憲案では、条件付きの自由権にしようとしています。】

ところが、サイバーポリスは、どのような捜査手法を使おうとしているのかがまったくブラックボックスです。表現の自由、通信の秘密という憲法に保障された自由権をサイバーポリスは、どう取り扱おうとしているのか、具体的な議論がされなかったわけです。サイバーポリスが、公権力を行使して、表現の自由、通信の秘密事案かどうかをチェック、振り分けすること自体が問題であるとする声もあります。たしかに司法（裁判所）が判断すべきことを警察（サイバーポリス）が判断することは三権分立のルールとぶつかります。ところが、国会ではほとんどまとまらな審議が行われませんでした。衆議院の委員会では3時間半の審議で終わりでした。

〔理由2〕 そもそも、警察法は、組織に関する法律です。第2条は「①警察は、個人の生命、身体及び財産の保護を任じ、犯罪の予防、鎮圧及び捜査、被疑者の逮捕、交通の取締その他公共の安全と秩序の維持に当ることをもってその責務とする。②警察の活動は、厳格に前項の責務の範囲に限られるべきものであつて、その責務の遂行に当つては、不偏不党且つ公平中正を旨とし、いやしくも日本国憲法の保障する個人の権利及び自由の干渉にわたる等その権限を濫用することがあつてはならない。」と規定しています。しかし、警察法2条は、警察の職務権限を付与するものではありません。警察官職務執行法などとは異なります。ですから、サイバーポリスが、盗聴法に近い職務を行うとすると、その根拠法が必要になります。防御のためと称して市民のPCを標的にしてマルウェア、ウイルスを仕込むことや、防御のためのサイバー攻撃をするなどの場合も同じです。防御と相手方攻撃をどう見分けるかなにも幅広く「法の支配」が及ばないと、いずれは市民の自由権はむしばまれます。また、経済安保法などとの

関連でも整合性が不透明です。

〔理由3〕 関東管区警察局長が「サイバー特別捜査隊」（サイバーポリス）、いわゆる全国ベースの実働部隊となるとしても、リアルな警察のように「生活安全対応事案」、「公安対応事案」などさまざまなケースがあるわけです。サイバーポリスでは、こうした色分けも不透明です。SNSなどでの誹謗中傷事案、ヘイトクライム事案など民間SNS削除機関が投稿者を特定して削除を促している事案についても、サイバーポリスが一括して取り扱えることになるのでは、あまりに乱暴です。「警察民事不介入」ルールなどとの関係はどうなるのか、そのすみわけも国会でまったく議論されていないのです。サイバーポリスは「重大サイバー事案」に対処するのが職務だとされます。しかし、重大がどうかどうかを客観的に評価する仕組みがないわけです。市民団体が、「原発は核攻撃の対象となり危険だから廃止すべきだ」とSNSで訴えたらどうでしょうか？ サイバーポリスが「誰もが参加する公共空間であるサイバー空間で、重要なインフラ等に重大な支障が生じる事案」とみなしかねないのです。

《Q3》かつて市民の人権弾圧を常習的に行った国家警察の復活につながるのではないかと警戒するのは当たり前です。警察庁に重大サイバー犯罪事案に対する対処能力を与えるのに反対するのは理解できます。ただ、それでは、反対する市民団体は、国境のないネット空間での重大なサイバー犯罪に対処する国家的な組織は要らないと思っているのでしょうか。あるいは現在の自治体警察で対処できているのでしょうか。

— わかりません。反対する市民団体は対案を示していません。今回の法案の提出、成立は、ウクライナ戦争のさなか、拙速でした。PIJ（プライバシー・インターナショナル・ジャパン）は、対案を持ち合わせていません。この種の法案に対しては、野党であっても国家主義的な政党は反対しないわけです。市民団体は対案を示して声をあげる必要があります。まさに市民団体の弱点です。ですが、政府が、まとまらな議論を避けて、闇雲にサイバーポリス（サイバー特別捜査隊を持つサイバー警察）を設置したことには賛成できません。ブラックボックス化したサイバーポリスを創設し、そこへの丸投げはいけません。ネット上の市民の表現の自由、通信の秘密、集会の自由などへの大きな脅威になります。立憲民主党のように政党のなかには、まとまらな議論がほとんどできないほど問題意識が低いところも多く、非常に失望しています。

わが国のガラパゴス化を加速させるゼロ金利政策の転換は急務

(CNNニュース編集部)

コロナ禍&ウクライナ戦争で、インフレと円安が同時進行している。アメリカ連邦準備理事会 (FRB) は、インフレ退治を始め、22年3月に、利上げに踏み切った。22年度中に7回の利上げ(公定歩合引上げ)を考えているという。世界の基軸通貨である米ドルが急騰、円安が進んでいる。わが国での2月の物価(CPI)上昇率は、22年3月18日の発表では、日銀が目標とする2%に到達している。アメリカの利上げで、円安がさらに進行すれば、物価高につながるのは自明のところだ。

経済の素人、庶民感覚からすれば、わが国も利上げしないとイケないと思うのだが。ところが、安倍政権下でのゼロ金利政策で経済を維持してきた日銀の黒田総裁は、政策変更に着手しようとしな。総裁任期は、来年(23年)4月まで。負の遺産化したゼロ金利政策を再評価、問題を精査することなく逃げ切るつもりかも知れない。利払い負担に耐えられないような財政支出を膨らませてきた財政経済政策の早急な見直しが要る。

わが国のような過大な債務を抱える国は、国債の利払いが膨らむことをおそれ、利上げには消極的である。だが、利上げを先送りし円安、それに伴う物価高/インフレを放置し続ければ、庶民の生活をさらに圧迫する。

加えて、物価高は、消費税負担を押し上げる。

物価調整消費税減税をしないと、庶民は、物価高と消費税負担の両面で生活苦を抱えることになる。物価高に伴う自然税収増、は、庶民の生存権の侵害である。

インフレがひどくなってきているのにもかかわらず、今年度、年金の給付額を引き下げた。これでは、来るべき参議院選にマイナスに作用する。与党は年金生活者向けに5,000円のバラマキに舵を切った。確かに、動機が不純で、わかりやすい。だが、インフレで苦しんでいるのは、年金生活者だけではない。大きな疑問符がつく。

バラマキではなく、消費税減税(例えば軽減税率の8%から5%への引下げや消費税と個別消費税との二重課税物品の物価調整減税など)を選択すべきだ。でないと、ワーキングプア(働いても貧しい人たち)を含め、インフレ対策はあまねく行きわたらない。預貯金大好きの国民性を織り込んで考えると、利上げはインフレ対策としても効果的である。

政権を預かる与党は、利上げ、消費税減税を口にしようとしな。最後に財政赤字のババを引くのは私たち庶民と決め込んでいるからかも知れない。与党の貧しい経済・財政政策で、われわれ庶民は最後のババ引き役となってしまう。野党の顔が見えてこないのも気にかかる。もっと気にかかるのは、与党にすり寄り、歌を忘れたカナリア化する、野党や労働組合の存在意義である。

プライバシー・インターナショナル・ジャパン (PIJ)
 東京都豊島区西池袋3-25-15 IBビル10F 〒171-0021
 Tel/Fax : 03-3985-4590 Eメール : wagatsuma@pij-web.net
 編集・発行人 中村克己
 Published by
 Privacy International Japan (PIJ)
 IB Bldg. 10F, 3-25-15 Nishi-ikebukuro
 Toshima-ku, Tokyo, 171-0021, Japan
 President Koji ISHIMURA
 Tel/Fax +81-3-3985-4590
<http://www.pij-web.net>
2022.4.15 発行 CNN ニュース No.109

入会のご案内
 季刊・CNN ニュースは、PIJの会員(年間費1万円)の方にだけお送りしています。入会はPIJの口座にお振込み下さい。
 郵便振込口座番号
 00140-4-169829
 ピー・アイ・ジェー (PIJ)

NetWork のつづき
 ・ロシアが平和国家にまさかの侵略戦争を始めた。平和ほけした小市民は戦争絶対反対だ! マイナンバー制が敵の手に落ちたら、奪われた原発みたいになる? 廃止を急がないと!
 (N)